
◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第2 一般質問を続けます。

次の通告者。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） おはようございます、それでは通告書のとおり、質問をさせていただきます。

SNSを活用したまちづくりの観点、また災害時対策について質問をさせていただきます。なお、SNSとはソーシャルネットワーキングサービスの略でありまして、フェイスブックやツイッターなどのことでもあります。ちなみにこれはどういうことかということ、ネット上での交流サイトということでもありますけれども、交流といえばちょっとお遊び的な印象もあるわけでもありますけれども、情報の共有サイトということになるかと思えます。本町の通信インフラも防災行政無線やブロードバンドの環境が概ね整備され、情報伝達の効率化が図られてきたわけでもあります。

一方スマートフォンに代表されるネットワーク端末の多機能化やサービスが進み、そうした比が災害時、双方向いわゆる自治体側と住民側ということでもありますけれども、その双方向との情報交換に威力を発揮することからも、注目を集めて取り入れる地方自

治体が増えてきているのが現実であります。もちろん今までどおり住民との協働のまちづくりの観点や、地域活性化のツールとして、あるいは町広報や観光情報などの発信にも安い値段で簡単でしかもリアルタイムに情報の伝達、共有が出来るという特徴があるわけでありますので、本町の行政面積の広いという特徴に使い勝手が良くて速やかに導入し活用すべきと考えますが、という質問の要旨であります。

まずはじめに、この4月に機構改革がありましたのでこのSNS、まあ担当課でいろいろお話なさっていないんでしょうけれども、少なくともこの一週間質問通告を差し上げてから時間がありますので、いろいろ調べ上げてこられたかと思しますので、広報の関係、それから防災の関係で今のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただ今のご質問にお答えいたします。

SNS、人と人とのつながりを促進する、さらにはサポートするコミュニティー型のウェブサイトということで認識しているところでございます。近年議員おっしゃられたとおり、フェイスブックあるいはライン、ツイッターを初め日本語で使えるサービスは約400程度有るというふうにいわれております。

また、情報メディアのあり方のひとつとして、おなじみのテレビや新聞等の媒体を通じて大量に、迅速に情報を共有するという、提供するという一般的にマスメディアと並んで、人のつながりの中で情報を伝達するツールとしてソーシャルメディアという呼ばれ方もされているところでございます。また、近年携帯電話につきましては、スマートフォンの大幅な普及により特に10代から30代の世代においては所有の状況が大きく拡大されていることが予想され、SNSにつきましてもそれにあわせ広く認知され、利用者も増加しているものと認識しているところでございます。

本町におきましてはこれまで農村、海岸地域のブロードバンド0地域に対してFWA方式の高速無線通信網の整備を行うなど、町内全域で快適な情報通信環境を整えてきたところでございます。また、災害対策におきましても、デジタルによる防災行政無線の整備を行い、先般5月24日の津波防災避難訓練でも試行を行いました全国瞬時警報システムにより、携帯電話三社が提供する緊急速報メールを自動的に送信できるシステムの導入に向けて取り組んでいるところでございます。

しかし、一方民間事業者による携帯電話のアンテナの整備の関係により、一部地域では携帯電話もつながりにくいという課題を抱えているのも実態であります。

このことから町といたしましても町民と行政が双方向での情報発信、情報の共有、タイムリーに情報の共有、提供できるという大きな利点もあることから、SNSの有効性は有るものと認識しているところでございます。

ただ、本町におけるSNSの有効性、導入効果を検証しながら、時代に合わせた情報発信力の強化という面で、SNSの導入について十分検討してまいりたいとそういうふうに考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） その通りでございまして、丁寧に調べられておるなということで、今双方向に共有すると情報を、これが今日のキーワードだと思います。

今日はですね、このフェイスブックをとりあえず取り上げてみてですね、このSNSがどれだけ町内で広報としても、災害時にも減災効果ですよ、情報を共有することですから、減災出来るかということで、どのように使えるのかなということを議論してみたいと思いますけれども、担当する方と私だけで知っていても意味が無いわけがありますので、ほとんどここにいる同僚議員たちも、さて何のことだろうというふうに思っているかと思っておりますので、そのSNS、イコールフェイスブックとしてですね、ちょっと議論を深めて行きたいなというふうに思っておりますので、建設的な答弁をお願いしたいと思います。まず今いったフェイスブックは何じゃということでもありますけれども、実は浜中町のホームページにもこのフェイスブックが組み込まれているわけでありまして、トップページにルパン三世宝島プランというバナーがありますけれども、そこから入っていただくと、下段のほうにフェイスブックのチェックという項目があります。その下にいろいろ小窓がありまして、いろんな方の顔が見えると思いますけれども、町内の方の顔もあります。ちなみに私の顔もその中にあるわけでもありますけれども、そこから入って行ってですね、そうするとルパン三世に特化したフェイスブックが出てくるわけがあります。そこに良いねというというボタンがあるわけですが、その良いねというボタンをクリック、あるいはスマホですとタップするということですが、それでそのルパンと自分がつながると。ですからそのルパンに情報が上がると瞬時に自分のスマホ、あるいはパソコンのほうに何が起きるかっていう情報が流れてくるわけがあります。

ようするに町民というかそこに入っていった人が会員になるということのイメージであります。

このルパン関係のフェイスブックは今年の4月29日、最近の話でありますけれども、開設がされております。

それで最近の良いねといってる人が249人ほどいるということでありまして、町民の方は本当に少ないのですよね。ルパン三世ということでもありますから、道外の方がまあ非常に多いということでもあります。これがひとつの町に有るフェイスブックであります。で、自治体側はですねどういふふうにして開設するんだと。課長はこれからの動向を見ていろいろ費用対効果も含めてって話がありましたけれども、お金はまったくほとんど、かからないということでありまして、フェイスブックは原則実名登録、そして顔写真を載せるというのが原則でありまして、ゆえに誹謗や中傷や冷やかしも当然防げるということでもありますので、町民と役場がつながれば、要するに浜中町公式フェイスブックを開設されてですね、町民が良いねっていつてくれれば、町役場と町民がつながると、こういうことでもありますのでぐっと距離が近づくと私は思うわけであります。

一方ツイッターというのがありますけれども、これはまあ不特定多数でありますから、どなたが見ているのかフォローしているのか、まったく分からない世界でありますけれども、フェイスブックは顔も出す、名前も出す、経歴も出すこういうことでもありますから、散布の誰々がやっているなんてこれが一目でわかるわけでもありますので、非常に双方向の情報交換には優れていると私は思っております。

開設の手順ですけれども、念のため申し上げておきますけれども、まずアカウントを取得すると、ここだけで躰くんですよ、アカウントって何だこれはということになりますので、ただこれは簡単なことでありまして、パソコンならパソコンのメールアドレスを登録する。名前とそれから顔写真と経歴をそこに書き込むこれだけあります。

これだけで開設が出来るわけでもありますので、いろいろ管内でもですね釧路市、厚岸、白糠、それから近くでは浜中商工会もフェイスブックを開設しているわけでありまして、ちなみに管内の状況でありますけれども、釧路市では567人が良いねと、会員になっていると、厚岸は107人、白糠は536人、ちなみに浜中町商工会は74人程度の会員といたしますか、友達がいるとこういうことでもあります。大体これでイメージが出来たんではないかなと思いますけれども、ここまです何か調べていや、そこは違いますよとかこういうこともありますよとかありましたら、お聞かせいただきたいと思いますけれども。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただ今SNSの中の、フェイスブックのお話がありま

した。道内のこれを利用している市町村が、今フェイスブックで30町村、ツイッターで14町村、管内では先ほど釧路市もということでありましたけれども、厚岸町、白糠町がこのフェイスブックを利用して、住民との相互の情報提供ということをやっているというふうに伺っておりますけれども、このフェイスブックにつきましても、世界で9億人、SNS通信を利用している人が9億から10億人程度いるといわれております。日本国内におきましてもこのユーザーが9,500万人になっていると、そういう面からするとやはり、これの有効性というのは確かであろうかと存じ上げます。

ただし、今フェイスブックにつきましても、やはり情報管理というのが今一番の問題であろうということが危惧されているというのも事実でございますので、この辺ももう少し研究しながら進めて行きたいなというふうに考えております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 大変勉強されているなというふうに思いますけれども、一応イメージがこの議場の中で出来上がったのではないかなと思いますので、ひとつ災害に行く前に広報としてどう使えるのかなということ考えてみたいと思います。

というのは災害時というのは万が一ですからいつ来るかもわからない、特殊な世界でありますけれどもそれだけに作っておくのもどうかなと思いますので、普段は広報として使いたいというのが、何処の町村もそうだと思います、開いているところはね。

で、広報としてどういうふうに使えるのかなということでちょっとお話をさせていただきますけれども、町広報の6月号、574号でありますけれどもデジカメスケッチ写真の募集というのがありました。

この中には家のそばに珍しい花が咲きましたよとか、今日はこんな変わった魚が取れましたよというようなどんなことでもかまいませんので、写真及びコメントをメールかご持参くださいという広報係でありました。原則すべて載つけますという今までに無い広報の仕方だなというふうに思っていますね、ちょっとビックリしたんであります。

これも当初予算でホームページはどうなっているんだということで、盛んに叩かれたといえますか、随分行きました、反対意見が。それでその当時に説明がですね、これからは速やかな情報発信や写真の更新進めたいよと、そのためには35万くらいアップしますよということでやらせてくださいということで、どうぞやってくださいということで議決をしたわけでありましてけれどもね、その一端だと思います。この今まで無いくらいの、募集しますよって今まで無いわけですから、大変素晴らしいというふうに思うわ

けでありますけれども、しかし、評価はしますけれどもわざわざそれにメールを送ってくる人が、奇特な方がいるのかなと、ましてやご持参くださいですから、持って来る方がいるのかなと、これはちょっと現実離れしているのかなと思うわけでありまして、ここにフェイスブックを入れると、まさしく双方向で情報のやり取りが出来て、管理は課長のいうとおりであります。万が一あるかもわかりません、情報の漏洩というかそういうのがあるかもわかりませんが、たいしたことを載つけるわけではありませんで、広報の場合は、で、管内を見てもみますとですね、非常にやわらかい文体で書いているんですよ。顔文字を使ってみたりして、非常にフレンドリーな行政文書なんか出てこないですよ、非常にやわらかい文章でこういうのがありますよと、イベントが行われますよと、あるいは小学校の運動会がありましたとか地域のお祭りがありました、あるいは避難訓練行きますよと、集まってください、そういう柔らかい感じで常に情報を町側から町民側に流して行っていると。そうすると町民も反応するわけですよ。

持ってきてくださいじゃ持ってこないわけですから、常に情報発信していくといろいろその良いねという会員の方々、いわゆる友達が増えていくという、こういうことになるかと思しますのでね広報として、使い勝手がいいんじゃないかなと思うわけです。

で、町人側からはそのデジカメスケッチに使えるような地域の話だとか写真だとかプラスコメントを寄せてくるわけでありまして、匿名希望の方もいるでしょう、その時はちょっとひと手間、写真を貼り付けると、名前は出さないでね、シェアすると名前も出ちゃいますので一度保存して貼り付けるという作業が必要ですが、いずれにしてもその情報が、町内の方々のフェイスブックを開設している方々のところに瞬時にリアルタイムに届いて行くということになるわけでありまして、時には通報的なもの、不法投棄がありますとか、道路がちょっと穴開きましたよだとか、あるいは熊が出ましたとかいろんな情報も上がってくるかというふうに思うわけでありまして、どうかこの普段から町民とのやり取りが出来る、そうすると住民側のニーズの掘り起こしもできる、町民側のまちづくりへの参画意識が高まるというふうに思うわけでありまして、実際そういう事例報告もあるわけでありまして。余談でありますけれども今やはりちょっと役場に来づらいですよ、シーンとしてますしね、咳払いもしづらいような、行政は最大のサービス業であると思っておりますが、なかなか来づらい向きがあるわけですが、メールとかであれば瞬時にそういうコメントも写真も流せるということだと思っております。いずれにしてもお金がかからないというのが一番であります

し、簡単に開設できるということでもあります。

あとはちょっとやってみようかという気持ちがあれば出来ると思いますけれども、こういう広報の観点に対してご見解あればお聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただ今議員さんの方から広報等に対する貴重なご提言だと受け止めさせていただきたいと思います。議員前段おっしゃいました今年度広報の一部改正をしましてですね、ホームページですね、その中でデジカメスケッチなんかも活用しながら、今までは担当者がいろいろなところに出向いて、その時々情報を出来るだけデジカメスケッチで、情報提供して行こうということでスタートしたんですけども、つい最近になりまして担当者ともいろいろお話しした中で住民の方からもですね、その時々情報を貰って、このデジカメスケッチを利用して情報発信して行こうということで、情報を持ってきてもらう、あるいは今まで活用している町のホームページに対してメールで情報を提供してもらうというようなことで、今スタートしたばかりでございますけれども、今後これらフェイスブック等もですね検討しながら、それもやるのもひとつの手段と認識しておりますけれども、私前段で今スマートフォンあるいはパソコン、これらを活用している全国的な人口としてはもう9千万人までいっているということでございますけれども、では、はたして本町でスマートフォンあるいはパソコン、これらを活用した、ようするにSNSを活用して情報の交換を出来る人、はたしてこれがどのくらいいるのかな、たとえば町広報は一般的には住民を対象ですので、はたしてそれをどのくらい活用できるのかと、これもひとつの課題だと思います。ただし浜中町を外側に売り出す、あるいは観光面、浜中町を知ってもらうという面では、このフェイスブック等の活用というのは有効な手段だと私は認識しておりますけれども、町広報の中でフェイスブックを活用して、町民に対する情報の共有化というのは今はたしてどうなのか、仮にこれを活用した場合当然情報がそれぞれ行ったり来たりしますので、メールだと多少一日二日遅れて返答返してもいいんですけども、フェイスブックとなれば瞬時にお答えすることもしなければなりませんので、当然担当職員としてはそれに携わる時間というのも相当でできますので、けっこう事務の煩雑化というかそれらも生じてくるのかなという面で、ちょっと今まだこれから検討する余地があるのかなというふうに考えております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） そうですね、業務が増えるというのは誰しも嫌なことではあります。もちろん広報はまなかは、止めろというわけではなくて、そういうものももちろん大事であります。それからホームページ上で情報を流すのも大事であります。

そしてプラスフェイスブック、ツイッターもいいと思いますよね、それでもいいと思います。いろんなチャンネルを持つということは大事なことだと思いますよ。昨日町長一番議員の方に答弁でやれることは何でもやるぞと、出来ることからやるぞということを書いてました。キーワードはそこだと思います。特にこのフェイスブックはお金がかからない。無線ランで一億円かけて工事やりましたけれども、ここの加入者今どのくらいいるかわかりませんが、多分増えてないかと。一億円もかけてやったのにそんなもんですよといわれたらそれまでですが、フェイスブックは本当に通信料だけ、ネットにつながっていればかかりますよね、使い放題でありますから。

ですからまず安い、ただ課長いうとおり情報の漏洩っていいですか情報がどこかに漏れる、漏れるような情報を流すこれはフェイスブックでは流れないと思いますけども、例えば顔写真が流れるのは嫌だなという人もいますかもわかりませんがこれはね。

それはあるかもわかりませんが、危惧するのはそれだけで、あとはとにかくお金がかからないわけで、チャンネルをいっぱい持ったほうがいいと思うんでありますが、その点はどうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 情報発信の手段を多く持つと、これは大事なことだと思います。ただし、やはり前段で申し上げましたとおり、町内におけるスマートフォンあるいはパソコンを持ったインターネットを活用した、出来る人、あるいは出来ない人との情報の取得する手段、これがやはり格差が出てくることも又ひとつだと思います。

確かに何種類もの情報を流す手段を持って情報を流すのはいいのですけれども、情報を受ける側の格差が出てくるというのもひとつの課題だと思いますので、浜中町としての情報発信の方法として、たとえば今ある防災行政無線これらが双方向の通信手段として活用できるのか、出来ないのか、これらもうちょっと検討しながら進めていきたいと思っておりますし、当然SNSフェイスブックやライン、ツイッターというものもこれらも平行して活用していく、これは当然必要だというふうに認識しております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 今いった、ちょっと課長が間違っている点は格差が出来ると、

格差が出来るような広報、フェイスブックは無いわけでありませぬ。何月何日何時から窓口で手続きしますよ、そういう案内ではないわけで、本当に運動会が行われましたと、大盛会でありましたと、そういう情報でありますのでね、この場合は、格差は無いと私は申し上げておきたいと思っておりますので、是非その点を前向きに、で、お金も安い、かからない、ちょっと手間があるということはあるかも知れませんが、皆さん昼休みちょっとやって、本当、一分かそのくらいで情報上げているわけですから、写真撮ったのもためているわけですから、本当にチャンネルを増やすように、浜中町公式フェイスブックを是非開設してもらいたいと思っております。

なぜかっていうと、次の災害のほうに移りたいと思っておりますけれども、東日本大震災の時ですね、この時にいろいろ情報の錯綜もあったんでしようけれども、通信状態が非常に悪くなって孤立したということも沢山あったように思います。

その3. 1 1の時にですね、この通信状態はどうであったのかということで、もし調べているのであればお答えいただきたいと思っておりますが…。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 3. 1 1の被災地の情報についての説明いたします。

実際、私が調べた範囲では被災時点ではほとんどが壊滅状態であったということでありませぬ。壊滅状態ではありましたが、残っていた情報手段としましては、衛星携帯電話、さらに消防庁、俗にいう消防ですね。が、使っておりました無線等が初期の情報の伝達として行政機関同士の伝達手段としては、唯一の手段であったというふうなことで確認しております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） はい、ありがとうございます。今、無線、衛星電話という話がありまして、なぜそっちが活躍したのかなということ、やはり災害発生時、音声通話というのが効かなくなったわけでありませぬ。なぜかということ、集中するわけですね、通信回線に。ですから電話が大変つながりにくい、いわゆる難しい言葉でいえば輻輳という言葉になるわけでありまして、浜中の防災マップにもこの輻輳という言葉が出てきます。

これは通信ネットワークの処理能力を超えた音声通話が、一時的にそこに集中するという意味だそうでありまして、この3. 1 1も発生し携帯電話業者によっては最大で平常時の50から60倍以上の通信が集中したと。で、電話が非常にかかりにくくなったということになりました。このために通信事業者は、警察、消防への緊急通報、

110番119番という、国民の生命財産保護のために行われる緊急性の高い災害対策機関の音声通話を確保するとしたことで、固定電話で最大80から90%、携帯電話では最大で70から95%の通信規制を行ったということでもあります。

でありますから、携帯電話は数日間に亘り、断続的に使えなくなりました。

一方、固定電話は比較的短時間で解除されたのですけれども、当然避難しているわけですから固定電話は使えないわけのですけれども、これはそういうことになったわけですが、やはり、皆考えることは同じで、早く元気な声が聞きたいということで、どうしても携帯にかける、それが集中するから規制がかかってより繋がりにくくなってしまうということでありましたけれども、一方、電話は駄目でもメールはよかったという話もありますよね。この辺はどうでしょうか、調べられましたでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） お答えいたします。今いわれましたとおり、どうしても電話回線等については、既存の電話会社等の規制がかかります。

その中で発生当時の状況の部分については議員おっしゃいましたとおり、実際固定電話、家の電話ですとか会社、それらへの電話のつながりは、基地局各通信会社が持っています基地局が壊れたことによるエリアが限定されますので、それらの基地局が津波による被害によりまして使えなかったという現状がありまして、そのメールとかですね、通信においては災害当時、被災した時点での手段についての詳細なコメントはありませんでしたが、私の認識としましても、基地局が無いわけですから、その後の部分の避難してから一週間なりそこそこのことは出来たかもしれませんが、被災当時の部分については、まったく出来なかったと想定しております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） はい、ありがとうございました、基地局が壊れたというのは私そこまで至りませんでしたけれども、確かに基地局が無くなれば携帯は繋がりませんよね。当然避難場所に行ってから、当然そこには基地局が近くにあるわけでしょうから、そこからメールなり電話なり繋がった、たぶん電話は輻輳があつてね集中しているわけですから規制がかかっているわけでもありますけれども、メールは意外と繋がりましたよと総務省の発表でありますけれども、規制もかかっていたんですが、最大で30%であったために、メール等、ようするにパケットですよ、これは意外と使えましたという報道がありました。ようするに音声は規制がかかるけれども、意外と室長がいわれたと

おり、基地局が壊れたところは当然そこには人はもう行ってないわけですから、そこから情報発信しようとしてもなかなか難しいでしょうけど、避難場所に行って安否確認が出来るのは、意外とメールが繋がったということ、意外と電話よりも規制が少なかったということでもあります。

で、それを踏まえて総務省からお願いとしてですね、みつつぐらいの物を使ってくださいと今後。ひとつが災害用伝言ダイヤル、171の活用ということで、被災地の方が加入電話ISDN、公衆電話などから自宅の電話番号宛に安否情報を音声で録音し登録すると。そうすると全国にいる方々からその伝言を確認できるという。でもこれは一方通行の話であります。さっきの行政無線も一方通行ですね。で、もうひとつが災害用伝言板の活用。これは携帯電話、PHSから伝言を文字で登録するということですね。

そして全国からその文字で伝言を確認できるということでもあります。もちろんこれも一方通行であります。もうひとつが災害用ブロードバンド伝言板、これ初めて聞きましたけれどもウェーブ171番ということでございまして、被災地の方がパソコンなどから自宅の電話番号宛に伝言を文字、動画、静止画、音声で登録して、それを全国から確認できると。これも一方通行なんでありましてけれども、ちなみに避難場所で、避難施設でネットに繋がったパソコンを置いている場所はあるんでしょうか、無いんでしょうか、その辺わかれればお知らせいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） お答えいたします。ネットで繋がっているパソコンはございません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） これ、じゃあ3番は消えちゃうということになりますけれども、いずれにいたしましても私がいいたいのは災害用伝言ダイヤル、それから災害用伝言板、このふたつ総務省が使ってくださいという方ですね、このふたつはやっぱり常に一方通行なわけなんですね。だから一々確認しなければならないということになるんですけれども、それを調べて行きましたら、消防庁の方からまた別な発表がありました。

これが今日の目玉でありますけれども、災害時にSNSで緊急通報というこういう発表になったわけであります。どういうことかという、今年の夏を目処にインターネットの、さっき課長がいましたソーシャルネットワーキングサービス、SNSを使った大規模災害時の緊急通報システムの試験運用をすることを決めたと。なぜかというとなら

災時に電話より通じやすいネットの利点を生かすんだということで、検討会をもっているようであります。これによると、3. 1 1の東日本大震災では津波による通信インフラの被災や長時間にわたる停電により、音声通報に一部支障が生じたと、一方パケット通信やインターネット回線は、通信規制が少なくSNSの情報が契機となった救助事案が報告された、ここ大事ですよ。

これがいわゆる減災であります。救助事案ということでありますから災害起きてしまったんですが、少しでも減災に繋がったというこういう記事であります。

ただ、ツイッターなどの情報はと但し書きがあるんですが、不特定多数の関係、これ先ほどいいましたフェイスブックと違うんです。誰が見ているか、フォローしているかわからないものですから、災害発生地域以外の情報も集まると。あとはレポート情報や伝聞情報、何かこんなこと聞いたという情報も多くくるものですから、信頼性の低い情報である可能性が高いと。ようするに信頼できる情報とそうでない情報がかえって混在してしまつたと、混乱を招いたとこういう弊害もあったわけでありました。

そこで災害発生地域にいるユーザーに限定した形で投稿できる仕組み、これがいわゆるフェイスブック、私がいうフェイスブックだと思います。本町で限定されたローカルエリアの中で、自治体と町民側が繋がっている情報共有のネットを使っているサイトということであります。ただ課長がいったようにスマホじゃあ何人持っているんですかということになります、今はたぶん機種交換のたびに年齢層にもよるでしょうけれども、携帯ショップに行けばわかりますけれども、ほとんど折りたたみというのは置いてないですよ、ひとつかふたつくらいで、あとは皆スマートフォンばかりです。で、これからもどんどん増えていくでしょう。そういうことでこのフェイスブックが情報共有ですね、これ一方通行じゃないです両方向からでこういうことが起きています、町はこういうことが情報つかみました、こういう双方向の情報交換が出来るフェイスブックが有効だと思いますけども、これに対して見解があればお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 済みません先に、先ほどのネットで繋がっている避難施設はありませんと私答えましたけれども、学校関係、それとゆうゆについては繋がっております。失礼いたしました。今の双方向の情報の交換どうなのかということにつきましてですが、実際に私らが収集しました情報によりますと、どうしても、パソコンなどの画面等で情報、通常の部分でなくてですね、災害が発生した場合等において

のことなんですけれども、どうしても人間が操作、返信をする場合に人的操作が必要になってきますので、そういったなりの部分でのスタッフですとか、そういった部分のことを考えますと、先ほどいわれましたとおり正確な情報のほかに、極端な話しどうでもいいような情報が入ってきた等の部分もありますので、そういったある程度の情報の規制、内容の規制ですね、等の部分もございます。単純にそれらを含めると導入する等の場合、けっこう越えなければならないお題があるのかなというふうには考えております。現在私どもが、町で進めております通信手段によって、中身はですね防災行政無線と、衛星携帯電話等で対応しておりますので、こういった地域差とかはですね、双方向の部分に対しましては、業務に支障が出るというふうに考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） さっきからどうでもいい情報というのは集まってこないんですよ、ツイッターと違ってフェイスブックはね。町民と町側が友達同士で良いねという状態になっていますので。ときたま顔写真が出ていて、たとえば西円朱別の誰々、散布の誰々とこれと町のほうで繋がっているというこういうイメージがありますから、どうでもいい情報が沢山来るから困るんですよということは、ちょっと当てはまらないかと思えます。ただ、人的操作が必要だということは、これはその通りなんでしょうけれども、今若い職員の方はそれほど苦にするような操作内容では無いと思えます。

もう少し意識深めるために、時間ありませんが、たとえ話になりますが、ちょっと考えてきました。不幸にも大災害が起きてしまったという仮定でありますけれども、あえて散布地区をモデルにしますが、散布地区の道道の高台に数十台の車と数十人の人々が避難していると、下はもう壊滅状態、万が一ですからね、たとえ話ですから。

そういう状態に有るということになった場合ですね、家に帰ることが出来ない、そうすると火散布地区は特にですね茶内コミセン、トレーニングセンター目指したいわけです。茶内林道行きたいわけです。渡散布の方にはいけないわけですから。そうすると道道の茶内林道が倒木だとか、車では逃げられない状態がある。その場合にたとえば私が避難していれば当然フェイスブックにその写真とコメントとをアップする、町がそれを捉える、散布地区は何十人が何処何処に避難している、でも茶内の避難場所には行けないんだという状況をつかむわけですよ。でも、霧多布も当然被害が起きてますから、これはどうしようもない、助けにいけない、という状況になる可能性はあると思えますよね。

大災害ですからそうすると、そのフェイスブックを見ていたのは町だけじゃなくて、たとえば茶内の方が見ている、そうすると茶内の方は散布ではこういうことが起きていられるけれども木が倒れているので車で逃げて来れないということで、じゃあ重機を出して行こうというふうになることはどうですか、ありえる話だと思いますよね。

ただ、茶内の方と私は繋がっていない。とりあえずは、町と茶内の方、町と私が繋がっているけれども茶内の方と私は繋がっていないのですが、フェイスブックはうまく出来ているもので、町のほうに行けばこの茶内の方の名前もわかるわけで、そこに繋がれるわけです。今度茶内の方と私とで連絡の取り合い、要するに情報の共有ができるわけです。当然ラインなんか使えばですよ、もし生きていれば。ラインは無料音声ですから、その音声でやり取りできる可能性もできる。

大概フェイスブック開設している人はラインというアプリは入れていますよね。そうすることでこういうふうリアルタイムに双方向で出来るので、ですからスマートフォンの普及がどうのこうのいうよりも、お年寄りでも今らくらくスマートフォンも出ていますので、是非これ買うようにするなりしていただいて、町と繋がりたいと、こういうことも必要だと思います。

さっきいったように、人的操作ですから煩雑になるかもしれませんが、でもこれは災害が起きた時に、より人を、生命財産を助けるために特に生命ですね、助けるために、いわゆる減災の意識で使えるんじゃないですかということをお願いしているわけでありまして、当然その防災無線で行う避難準備、避難勧告あるいは避難指示これもフェイスブックで流せるんじゃないですか。

チャンネルをいっぱい持っていたほうがいいですよ、こういう時は特にとと思うわけでありまして、フェイスブックは是非早めに開設したほうがいいですし、開設して欲しいということで申し上げているんですが、所管のほうはどうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 先ほどの回答と一部重複するものがありますけれども、確かに議員おっしゃられたとおり、情報というのはひとつの情報じゃなくて通信網ですね、確かに防災無線、あるいはこの6月補正でも提案させていただいておりますけれども、携帯三社と今のJアラート、消防庁のJアラートを結んだ情報が今度ダイレクトに流せると。今までは携帯電話会社をお願いして情報を出していたんですけれども、今度Jアラートから来た情報を携帯電話にダイレクトにメールで流せるとこういう手段、

それとこのSNSを活用した情報を発信すると。そういう情報発信網というのはやはり多重で持つ、これは基本的には私もごもつともだというふうに理解はしております。

先ほどの例のフェイスブックですけれども、例えば会員が100人いれば、100かける100で10,000人になるとすごい情報網が繋がってしまうとそういう面では、かなり有効性があるものだというふうには認識しております。

やはり課題というのが、いかに我々、私もなんですけれどもある程度の年代になっていくと、こういうスマートフォンあるいはパソコンを活用して自らが、まあ簡単にいえばメールなんかでもそうなんですけれども、流していくというのはもう我々の年代で限界に近いのかなと。これからますます高齢化も進んでいく中で、そういう方たちへの情報の発信の仕方というものもですね、総合的にこれから検討していく時期に来ているなというのも私も認識しておりますので、フェイスブックの導入も含めてですね、内部で十分検討させていただきたいというふうに思いますのでご理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） そろそろ最後のまとめになります。課長の方からいい答弁をいただきましたので、最後まとめたいと思いますけれども、さっき人的操作という言葉がありました。ほかの自治体の報告見てたら出ておりましたけれども、やっぱり若い職員が、たとえば防災関係それから広報関係じゃなくて課を横断した若い職員が2人か、浜中町は規模でいえば2人か3人でいいと思いますけれども、若い職員が手を上げて出てきたらと、職員のやる気がこのフェイスブックを通じてほかの市町村、自治体しかも異なる部署の職員とネットワークが築くことが出来たという報告もされてますので、こういう良い報告もありますので、そういう若手職員を是非町長も誰かいないかということで自ら手を上げろということで、やらしていただければありがたいなというふうに思います。いずれにいたしましても、やはり災害には備えなければなりませんけれども、備えるためには想像しなければならぬわけですよ、想いを巡らせるということです。そうするとこういったいろんなことを、さっきもいいましたけれども、昨日の町長の答弁であります、出来ることは何でもやるということでもありますし、こういったフェイスブックも含めて活用できるものは何でも活用していくと、いろんなチャンネルを沢山持っていくと、それが、万が一の時には減災に繋がるのではないかと、こういう私の結論でありますので、町長はこういう世界苦手でしょうけれども、こういう携帯端末に造詣の深い副町長あたりの答弁を最後に聞いて、質問を終わりたいと思いますけれども。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 町長に代わりまして答弁いたします。

今日は非常に勉強させていただきましたし、内の担当課長等の答弁で非常に意識を深めたという次第であります。いろんな議論の経過ありまして情報も提供していただきましたし、情報を共有すると、情報共有手段としては多様性のあったほうが非常に良いと思っていますし、それは総合的にこれから検討していくということでもあります。

一応やるのは私どもですので、この有効性というのは十分に認識しました。

これいかに現状に合わせて取り入れるかということだと思いますので、これから内部で検討しまして問題点だとか、問題点といいますか将来はきっとスマホの時代が訪れるだろうということも踏まえまして、部内で検討してまいりますので、その辺よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 通告に従い一般質問をさせていただきます。質問事項は防災対策事業にかかる整備計画書作成のスケジュールを問うものであります。

昨年6月28日に北海道が公表した新たな津波浸水予測図を踏まえ、本町の地域防災計画の見直し作業が行われ、今月の3日に成案となったようでございますけれども、昨年の執行方針で掲げられた防災計画見直しにかかる基本的な考え方の三点目にハード、ソフト面の整備目標、整備予定などを今回見直す計画の中に盛り込むという考え方を示しておりましたけれども、今回その部分が見送られております。

多くの地域の要望にこたえる整備目標、整備予定は一つ目としてどのようなデータを元に、二つ目はどのようなプロセスを経て、三つ目としていつまでに整備計画を策定するのかということ順次伺って行きたいというふうに思っております。合わせて地域ごとの津波避難計画策定スケジュールについても伺ってまいりたいと思います。

まず、どのようなデータを計画作成の資料とするのかお答えいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） まず、どのようなデータをということでお答えしたいと思っております。

道内におかれましては平成5年に北海道南西沖地震という奥尻島を中心に3町村で大きな被災を受けています。

それとこのへんから3.11の東北地方大震災までの間に新潟等いろいろな地震等の

事例が沢山確かにありました。そして最終的には一昨年の3.11の大震災でございますけれども、東日本大震災までのデータというのも確かに見させていただきまして、昨年度より今年の当初予算に載っております、メニュー等についての個々の部分の資料についても目を通させてもらいました。

ようは、基本はやはり3.11というこの東日本大震災の大きな震災によりまして、平成24年6月28日の新たな浸水区域という、また大きな津波による波の高さが膨大になりまして、全てのそれ以前に収集したデータについては、いろいろありますが、それらも参考にまずしております。それとですね、昨年来この新たな浸水予測の説明を海岸17地区自治会、町内会さんに行っております。7月から約一ヶ月間程度ですが行っております。その時にもアンケートの回収と併せまして、個々に皆さん津波に対しての要望屋ですね、いろいろといただいております。時同じくするように11月からまちづくり懇談会がありました。これらの中身についても、行政全般の中から防災に関する事例も沢山要望や提言等ありました。これらは基本的にデータとして考えております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） ただ今データの説明がありました。

いろんな多くのデータを参考にしながら新たな避難計画を作るということは大事なことだというふうに思います。

そこでですね、今述べられた中で気にかかるデータがあるんですよ。

それは先ほど課長のほうから説明がありましたように、昨年の7月に海岸地区17地区の自治会、住民に対してアンケート調査を行っておりますけれども、配布数が1,356と、回収が722戸回収率は53.2%。これを分析して11月に分析結果が報告されておりました。で、報告書の中では新しい津波避難対策に反映させていただくという記載もあったところでございます。

全体の回収率では50%を越えているものの、50%以下の地域が5地域もありました。なかでもチリ沖の地震津波で大きく被災されたふたつの地域があります。あえて言いませんけれども、ひとつの地域は136世帯中13世帯の回収しか無かった。もうひとつの地域は、いまその13世帯で9.6%の回収率ですね。で、もうひとつの地域は218世帯中58世帯の回答で26.6%。

このふたつの地域を合わせると、354世帯中ですね未回収世帯が実に80%、28

3世帯が未回答ということなんですよ。

それで、私思うにこれらの世帯の避難行動や意見などはデータ化されないわけですよ、この計画に反映されない、生きてこないということになると思うんです。まあ当時の対策室としてはですね、回収率を上げるためにいろんな手立てをされたと思います。

例えば回収期日を延長するだとか、そういう部分があったのではないかなと思いますけれども、どういう対応されたのか伺ってみたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） お答えいたします。今のアンケートの回収の部分につきまして、アンケートを回収する時には説明会が終わった後で概ね10日から2週間程度で提出をお願いしますということをお願いしております。

それで大体の自治会、町内会さんの方は持参してもらった現状でございます。

それで今いわれました50%以下の自治会さんに対しての部分なんですけれども、電話等でのやり取りは行っておりません。

これは期日等も決めていないこともあったのですが、自治会長さんや事務局の担当者等に顔を合わせる程度の時に、2、3回まだアンケートが届いていませんかというようなことのお話で終わっております。結果はアンケートの結果の通りなんですけれども、そういう程度の収集、回収になっております、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 結果としては何も対応しなかったということだと思うんですよ。現実的に80%の世帯のアンケートデータが反映されないということは、この地域の避難実態が把握できるのかどうかすごく危惧しているところであります。

私はこの避難実態を把握することは非常に難しいと思っています。

アンケートの設問内容については津波避難に関する項目が主でありましたから、直接今回纏め上げられた避難計画、浜中町の地域防災計画には特別問題はないのかなというふうにも思っていますけれども、前段いわれたように見送られた部分、整備目標、整備予定これらについてはこの設問の中に無かったわけであります。

地域に必要な施設整備についての設問、これが無かったのですよね、ハード、ソフト面の部分を含めて、資料の収集は必要ではないかなというふうに思っています。

再度、緊急にでもですね、17自治会、町内会にアンケート調査をして、データを集めるという考え方がもてないかどうか、その辺をお聞きしたいのですが。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） お答えいたします。再度緊急的なアンケートを取れないかとのことでありますが、ここでいいますと確かに全体的には回収率の%しか出ておりませんが、先にこの部分で実効性に移す場合の今後の作業についての部分にも触れようかと思えます。

津波対策についてのことだと思いますので、申し上げておきますけれども、詳細なアンケートを取る以前にまだ、この部分の検証は終わっておりますが、要望なり提案あった部分については、町が考えております方向性とさほど変わっておりません。

ですが、これから再度詳細なアンケートを取るのかといわれますと、計画しておりませんでしたので、検討したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 前段の答えがちょっと不明だったのですが、後段で再度アンケートを取って見たい、検討するという言葉が聞かれました。

是非整備目標なり整備計画を作るという意味では必要なことだと思うんです町民のアンケートというのはね。

先に取りまとめたアンケートの中ではですね、本当に3.11の避難状況はどうだったかと、何処に逃げましたかと、そういうものが主だったんですよ。で、その他で何か意見があれば出してくださいという、それも全然ハードの部分なのかソフトの部分なのか役場に対する注文なのか、そういったものも全てひっくるめて何か意見、要望等があったら書いてくださいという、そういう設問でしたから。

具体的にそれぞれの地域で抱えている部分というのはそれぞれの自治会からまちづくり懇談会等で要望も出されてはいるんです。

その部分については今年の3月ですか、まちづくり懇談会に要望に対する回答として3月19日付でありました。

それは淡白な回答でありました。

具体性があまり無かったように思っております。

ですから、私は是非ですね、このデータを再度それぞれの地域で要望している部分、これが最優先だというようなものをデータとして取りまとめてそれを今後作られるであろう整備計画に生かしていくということで、是非やって欲しいと思うんですけれども、

その辺の考え方もう一度お聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） お答えいたします。今の詳細な部分のアンケートの件なんですけれども、実は議員さんの質問の後段にあります地域ごとの津波避難計画という項目がございます。

私どもとしましてその前に、浜中町の津波避難計画これを年度内までには冊子として差し上げたいと思っています。

それ以前に方針等を決める場合に、ある程度の雛形を作った場合、段階でですね、各自治会、町内会の会長さんまたは事務方さんの方々に意見等を聞いてですね浜中町の基本となる部分を作りたいと考えております。

この際にも今いわれました各地区の意見等の反映を十分したいと考えております。

ですからこの段階では第一弾となるかもしれませんが、ある程度の町が考えております項その他実効性のあるものがもっとでてくることは想定できますが、それに向けて進んで行きたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今の考え方で理解をいたしました。ただ、今後策定する整備計画が津波防災地域づくりに関する法律に基づく、推進計画になるのではないかとというふうに私は思っているんですよ。

で、集められたこのデータを基礎資料として国の緊急防災減災事業、今年是有利な起債については今年度で終わるわけでありましてけれども、この推進計画に答えられる新たな制度が出来てくるのではないかとこのように思っているんですけども、この事業の対象となるハード面の避難路や避難施設の整備、避難道路の新設、二車線化、防災庁舎の建設、ソフト面では避難訓練、避難経路の安全確保、これは一方通行などについても要望していく必要があるなと思っています、津波防災意識の啓発などを盛り込んだ整備計画。目標予定を早急に作り上げていく必要があるんだなというふうに思っています。

そこで是非町長にお答えしていただきたいと思うのですけれども、計画策定事務についてでありますけれども、総合計画及び施策調整に関することを事務分掌をもって今回の機構改革の中でも、行政施策の中核となる企画財政課が本領を発揮する時期じゃないかな、こういうふうに思っていますので、そこで計画作りを進める、まとめるというようなことが考えられないか。

本町の懸案事項、要望事項等をまとめる窓口でもありますし、そういった中では企画財政課が主体となって、昨日副町長からもお答えがあったように、各課との連携調整をするプロジェクトチームなどを編成するなどしてですね、データの分析をして重点事業の洗い出し、想定されるものそれらをですね、是非進めていただきたいと思っていますけれども、これは担当からというよりも町長に答えていただければと思いますけどどうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） ご質問にお答えしたいと思います。最初に時間がかかりましたけれども、浜中町の地域防災計画ということが出来上がり、完成しつつあるというふうにいっておきたいと思います、手続きを終えてですね。

これから本当にすべて、ここから基本的に始まって、最後には当然総合計画の見直しとかローリングといいますか、その中で反映しないといけないという、そういう意味では、今の企画財政課含めて今の防災含めて、あらゆるものを作って、これから構築していかなければならないと思っています。

そのことをしっかり連携しないと出来ませんので、企画財政も中心となり、防災もしっかり情報を取る、そして地域に入っていく、地域での防災計画も作っていく、大変忙しいですけども、最終的にはローリングに結びつけて方向を示して行きたい、その時に今十分わかりませんが、年度も含めてですね、計画も含めて、そして今までまちづくり懇談会をやってきた、アンケート調査もやってきた、これからいろんなことが出て来ると思います。

そんなことも含めて、その中に盛り込めていければということを考えています。

ただ、これ相当急いでやろうと担当も思っていますけれども、特に出来たら年内、年度内にその方向を含めて、そういう方向を示して行きたいというふうに今、私どもでは考えています。すごい短い時間ではありますけれども、ちょっと精力的に動いてみたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 町長の考え方よくわかりました。是非そのような方向でがんばってやっていただきたい。

私は企画財政課については、町の行政施策を進める中枢だというふうに思っていますが、個別的には防災対策室が本来中心になるべき事業だと思っています。

ですが、最後そこに結びつける部分が出てくるのかなと思っているので、こういう質問をした次第ですのでご理解をいただきたいと思います。

次に視点を変えてこの整備計画のソフト面になるかと思えますけれども、ちょっと伺っておきたいと思えます。

23年の12月定例会で議決した、要支援者支援システム委託料514万円についてでありますけれども、要援護者を安全且つ速やかに避難、支援するシステム、GIS地図情報システムを構築するとしてですね、24年2月からの運用がされているというふうに聞いております。そこで聞きたいのが、福祉保健課が今管理されていると思うのですが、実際的にそれが消防あるいは防災対策室等と連携が取れているのかどうかというのを確認をしたいと思えます。

例えば要援護者台帳の管理、それから要援護者支援マップの策定とか、グーグルアースに連携というのは、地図情報ですね、それから災害時の安否確認システム、これらが機能してあるいは民生委員だとか、自主防災組織あるいは自治会等にその情報が流れるというような仕組みというふうに以前伺っておりました。

その辺がどういうふうになっているのか、多分機能しているというふうには聞いていましたから、やられているのだろうと思うんですけれども、よく見えてこない部分がありますのでお尋ねしたいと思えます、まずこの部分お願いします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 要援護者支援のシステムに関しましては、昨年要援護者支援の要綱を作りまして、要介護3以上の方だとか身障の手帳を持っている方で重度の方、それと精神の一級の方、養育手帳の方ということでアンケート調査を実施いたしました。その対象者の登録。あとこの対象者に対しましてアンケートを実施しまして、全面的に支援を必要とする方20名を対象者名簿として登録をしております。

この20名の方たちの台帳を作成しまして、その方たちの地図でありますとか、避難経路でありますとか、身体状況だとかそういうことでそれぞれに台帳を作成しております。この事業を進めるに当たっては、防災対策室でありますとか消防さんとも協議を進めながら、どのようにするかということを決めました。その結果に付きましては防災対策室だとか消防さんには情報提供しておりますし、台帳に関しましては防災対策室とはファイルを共有しまして常時いつでも見れるようにしております。

それと消防さんにはプライバシーの関係がありますので、データとして提供をしてお

ります。自治会さんにはこの20名の全面的に支援を必要とする方に対しての名簿を提供するとともに、一人暮らしの高齢者の方と、高齢者のみの世帯の名簿をそれぞれ海岸地区の自治会なんですけれども、提供しまして、自治会さんのほうでその支援についてよろしくお願ひしたいということで要請をしております。

3月末程度を持ちまして、ほとんどの自治会さんから答えを得ておりまして、こちらのほうで整理をしております。

それについても消防さんとか防災対策室とは情報を共有しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） くわしく説明をしていただきありがとうございます。理解いたしました。是非消防あるいは自治会、防災対策室と連携をきちっとって、対策を進めていただきたいというふうに思っております。

それからもう一点ですけれども、24年の12月定例会で中高生用のライフジャケット、救命胴衣ですけれども、町長から配布を検討しているという回答をいただいております。そのことについてでありますけれども、教育委員会で、当初予算で計上が無かったわけですけれども、要求しなかったのでしょうか。

明日の浜中を担うであろう子供たちの身を守るためにですね、中学校と高校、もしくは部活等で利用している総合体育館や温水プールなどへの配備は、私は必要じゃないかなと思っているのですが、教育委員会として今後策定される整備事業計画に盛り込む考えはあるのかどうか。盛り込むとしたら何年くらいにやる予定でいるのか、昨日の質問で行きますと短期、中期、長期とわかれますけれども、短期的に取り組む考えがあるのか教育委員会のほうからお答えいただきたい。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 津波に特化した避難対策のひとつとしての、救命胴衣の関係についてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、沿岸部特に霧中、霧高の津波避難対策につきましては昨年が一番議員さんの質問の中でもお答えをしておりますが、現在スクールバスを活用した避難対策を実施しております。

その中でも、このスクールバス等を活用した避難対策がベストではないという旨の回答をさせていただきました。今議員おっしゃいましたとおり、ライフジャケットの整備につきましては、新年度予算を計上するに当たりまして教育委員会内部でも予算検討を

している経緯があります。

その中での予算経緯を説明したいと思います。

東日本大震災、大きな災害があったのですが、その中での被災者の中で、溺死者が少なく、被災者の多くについては津波による打撲、圧死等の報道がされています。

それらのことを教育委員会内部でも検証し、ひとつとしては緊急時地震があつてから津波が想定よりも早く来て、避難する時間等が無い時にあつては、将来に向けて東日本大震災被害者のことも含めて頭部、腹部、でん部などを保護できるような、またはリフレクター反射板、または指笛を装備しているような津波に特化した救命胴衣の整備を、これから町の防災担当とも十分に協議しながら、検討していきたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 私はどうして当初予算で要望しなかったのかという部分ですね、それに対してはスクールバスの避難がされているので、それに対応したいというような話ですが、私はそれぞれに与えるのではなく学校に備えておくという、それぞれの施設に中、高、それから社会体育施設に備えておく、海岸地区のね。

そういうことが必要ではないのですかと、で、やっぱりそれは昨年町長がそれを検討したいと答えているのですよ。

それで教育委員会その辺が議論されないで、されていたと今聞きましたけれども、要求自体が上がらないというのがどうなのかなと、私は思っていますので、ライフジャケットの有効性については、水に浮くことが出来たり、生存者、死亡者共に発見しやすくなったり、避難時の安全性を高める、大津波が引いた後の行動を容易にするとか、民間人による救助活動の可能性を広めるとか、蛍光色であれば夜間の被災の場合に生存率を向上させる効果があるこういうことをいわれているのです。

明日を担う子供たちの命を守るという意味からすれば、いち早く上げるべきだと思っていますので、次年度になるのか今後の補正になるのか、補正でいくと今の緊急防災減災債の適用になる可能性もソフトの部分で、出て来るのかなと思いますので、もしその辺の考え方があればお聞かせ願いたい。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 議員おっしゃいましたとおり、児童生徒の安全を守ることは教育委員会の使命と考えております。

先ほども申し上げたとおり、救命胴衣の整備につきましては、東日本大震災の被害の検証を含めて、救命胴衣が良いのかまた、今年の新聞等に一部出ていました救命艇というものの新聞報道もありましたけれども、それらも含めて何がベストなのかも含めて十分検討協議をさせていただきたいと考えておりますので、その点をご理解を願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 理解いたしました、是非そのような方向で進めていただきたい、救命艇の話は別の話だと思います。

とりあえず、ソフトですぐ対応できるというのは救命衣ですから、ライフジャケットのほうを優先して取組んでいただけたらというふうに思っております。

戻りますけれども、整備事業等の概要がある程度データを元にまとめたということですね、その時点では地域住民に対してフィードバックすると、そして地元住民との合意の下で事業化するプロセス、経過が大事だというふうにいわれています。このプロセスを経ることこそが住民と行政の協働による開かれた計画作りになると思います。

ハード事業の一つであります役場庁舎の建設は、防災庁舎という位置付けで、今朝の新聞にも出ていましたけれども、3年くらいの短期間で庁舎内で検討させていただきたいという記事がありました。

昨日聞いていて、そういうことなんだと、3年以内の短期計画で内部検討するという考え方が示されました。

移転先によっては、市街地の将来像としての青写真を住民に示す必要があると思います。その辺が非常に難しい扱いになってくるんだろうなというふうに思っております。

しかるに庁舎のみならず防災施設の整備については、住民と行政の合意作りが一番大事だなど、そういった意味では先ほど防災対策室長が申してたとおり、地域に入ることが大事かなと思っておりますけれども、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） お答えいたします。

先ほどいわれました私どもが考えております、今後の部分についても総合計画の中で今年の見直しの中に、新たに年度等の部分に盛りこまさせていただきたいと考えておりましたが、いずれにしても今年、先に町の避難計画策定に向けまして、まず地元17自治会さんにお話を伺います。

そういった部分で、いわれます行程等もしっかりその中で私どもが方向付けをしたいと考えております。

最終的には総合計画の中にこれらも全て盛り込まれる形で考えております。

それと合意の件ですけれども、例えば今年は避難道をやりますでしょうか、で、あなたとあなたの自治会はこういう要望ですけれども、これは来年でよろしいでしょうかと、こういうような施策も考えております。

ですから、限られた、限定されたメニューですので、それらをお互いの合意の上に優先順位なり、優先順位といったら失礼なのですが、それらをそういった方向性で決めて行きたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今の答えで良いと思うんですけども、2、3年後にこういう事業をやりたいので地域の考え方を聞くという、比較的簡易に出来るものについてはそういうことで良いと思うのです。ただ、防災庁舎だとかあるいはタワーとかいったら、建設場所だとかそういうものがあるわけです。

ですから、そういった部分をその事業というのは中長期的な事業になってくるんだろうと思うんですが、今のうちから、ある程度整備計画が出来た段階で良いですから、地域に入ってくると、そういうことを是非進めていただきたいなと思っています。

整備計画についてですけれども、先ほどいろいろいってますが、総合計画の実施計画に合わせて町が行う事業あるいは国が行う事業、道が行う事業その他というふうに今の総合計画分かれています。

そして年度ごとに事業名、事業内容、期間、全体事業費、財源内訳これは国庫補助、道補助、起債、その他、一般財源という形で出来ております。

今回整備計画を作る段階では、総合計画と整合性を図るということも必要だと思うし、総合計画の実施計画を見ているものとしては非常にわかりやすい。

ですから、概算でも良いですから、とりあえずこういった事業、想定される整備計画の目標なりそういったものが出てきた段階で、事業ごとに概算でも良いからそれらを総合計画に倣ったような形で作っていく考え方を持ってないか、いつごろを目処にこれについて策定しようと思っているのかを、お尋ねしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） お答えいたします。概算でもこれらの部分をというこ

となんです、25年度中に総合計画の見直しが行われるということですので、最終的にはこの部分に焦点をあわせなければいけませんので、総合計画の見直しイコール防災計画もこれにオンする形になりますので、この時点でメニュー、かかるお金それらが、平成31年の部分までは列記される形になります。

その時点で改めて今の防災計画については、今の総合計画に載っているものがほとんど無いに等しいです。この状態を今年の総合計画の見直しのローリングに合わせまして、しっかり私どもの考えている部分も事業名なり、事業費、金額の部分が明示されると思いますので、その時に発表したいと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今、対策室長がいわれたことは、それはそれで良いんですけども、私は総合計画のローリングは3ヵ年度ごとに、今年見直しをするわけですよ。

25、26、27年度に亘って見直しをする、それはそれで良いんですけども、そっこのほうとの整合性はもちろん良いんですが、私は津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画、これの資料として別冊で総合計画に準じた形で作れないか、そうすることによってそれを基にですね、すぐ国なり道なりに内の推進計画をこんな計画があるんだと、それでこれについて採択してくださいというような要望としてすぐ持っているような形というのが望ましいのかなというふうに思っています。

必ずしも私がいっているのが正しいかどうかは別にして、そういう形が出来ないかということを知っていますので、出来れば総合計画のローリングの中で整理していくというのが正しいのですが、別冊で策定できないかなと思っているのですが、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） お答えいたします。今いわれましたとおり、基本的には町の総合計画の中の部分は今の通りなんですけれども、確かに3年ごとのローリングでございます。3年ごとに見直していくということが基本なんですけれども、この部分で、防災対策室で計画します津波避難計画に基づくものはですね、この3年程度の部分の実際ローリング等があった時の見直しの部分は考えております。

ですから、津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画等の考え方は、私はしておりませんでした。作るにしても防災係の仕事の中身が大きいものがありますので、そこまでの推進計画を作るような計画は考えておりません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 推進計画を作らないということは有利な起債だとか、今年でいう緊急防災減災債なんかも対象にならない、今年はそういう推進計画が何処の市町村も作る暇が無いから、今回該当するような事業を拾ってくれたというふうに私は聞いているんです。この法律に基づく計画、推進計画を作らなければこういう起債等の対象、これから新しくまた有利な制度が出てくる可能性があるわけですから、そういう制度に乗れないということなんです。

ですから、今の総合計画のローリングの中で事業を起こして行ってですね、ローリングする作業する、そこから抜き出すだけでも十分出来るのじゃないですか。

そういうことをいってるんですよ。だから別冊で総合計画書があって、今想定される事業が出てきますね、その事業を列挙しておいて、それを国が行う事業、道に要請する事業、そして町独自でやる事業、それを区分しておいて全体概算事業費を作って、その優先順位をつけて、それぞれ総合計画で行くと22年から31年までですから、これから31年までの間に十年なりそういう中で整理をしていくと、それを抜き出すのを別冊で作っておけばとりあえず今浜中町はこういうことを計画して持っているんだと。

推進計画というのは文言上のこともあるかもしれないけれども、そんなことじゃなくて、とりあえず今こんな計画を持っているんだと国、道に要望できるのではないですか、そういうことをいっているんです。ですから、そういうことが出来ないかどうか、ということをお尋ねしているんです。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただ今議員からご質問のありました津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画でございますけれども、この法律につきましては議員ご理解のことだと思いますけれども、大震災以後、平成23年の10月か11月にこの法律が策定されたと記憶しております。

この推進計画につきましては、議員おっしゃられたとおり、市町村の事業、北海道の事業、国の事業、例えば浜中町でいいますと、港湾整備、漁港整備、海岸整備防潮堤とかの海岸整備なんですけれども、これらと合わせて市町村単独の、例えば役場防災庁舎、あるいは防災関連の避難道等を整備する場合には、こういう推進計画を策定することが出来るという法律でございます、必ずしも策定しなさいとはいいません。

この計画を作るには、相当国あるいは北海道との協議する時間を要するというところで、

今のところ町としては今年度策定を予定しております、この法律とはまた別に地震、津波に特化した避難計画を策定すると。さらには地域の避難計画も策定すると。

これに合わせて付属資料的にその避難計画にあわせた津波防災に特化した実施計画なるものも、付属資料として策定するというような防災担当の考えでありますし、当然今、総合計画の中にも位置づけされているものがほとんどございませんので、浜中町の最上位計画にまず載せることが、これが最優先課題であります。

個別計画は確かに必要ですけども、町の総合計画に無いものが個別計画にあるというのは当然変なことです、今年度町の総合計画のローリングを考えていますので、まずは町の総合計画にしっかりと位置づけして、国や北海道にこの防災対策に関する事業に対してですね、開発期成会等もごございますので、そういうところも通じまして、北海道や国に要望していきたいというふうな考えでございますので。

まずは今年度町の総合計画にしっかりと位置づけすると。

これについては防災対策というのは重要な課題でもございますけども、当然産業振興や教育、福祉といった重要な課題もごございますので、年度に関してどういうふうに位置づけできるのかこれも総合的に財源の面も検討しながら、しっかりと位置づけしていきたいなというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 総合計画にしっかりと位置づけしていくということは本当に大事なことであります。

私先ほどいっているのは総合計画に重複してもいいから、まず位置づけするというのは大事なことからそれはいいと。そこから抜き書きして、別冊で作れないかということをお願いすることなので、その辺理解をしていただきたいと思います。

それから今、緊急防災減災事業の内容説明を受けましたけども、私の持っている資料では、計画に基づき実施する事業として住民の避難、行政、社会機能の維持及び災害に強いまちづくりを目的として緊急に実施する防災減災事業を対象とするもの、当該事業の実施に当たっては、緊急防災減災事業計画の策定が必要ですよというふうにはっきりいわれているんですよ。ですから、そういった意味ではハード、ソフトを組み合わせた市町村計画の策定、これは必要だなというふうに理解しておりますので、その辺確認をさせてもらいたいなというふうに思っております。

で、次の質問に入りたいと思います。地域ごとの津波避難計画策定のスケジュールに

については、昨日一番議員からも質問がありまして、年度内に冊子までを作りたいという答弁をいただいたところであります。

視点を変わってお尋ねしますけれども、地域ごとの避難計画策定については、地域の地理的条件で計画自体が大きく変わってくるものだというふうに思っております。

防災対策室としては自主防災組織づくりをメインに考えているのかどうか。

もしそうだとすれば、自主防災組織を調べてみましたら、防災資機材の配備がなされ、この資機材を使った訓練、あるいは自力で避難できない要援護者の情報も共有しながらの対応が求められるということでもあります。

近くに高台のある自治会については組織化が可能かもしれませんが、高台まで3キロも4キロもあるという地域は、それぞれが避難することで手一杯、まさに津波でんでんこで避難しなければならず、自分の身は自分で守るのが精一杯と想定されるわけです。

どのような視点で避難計画を策定しようとしているのか、スケジュールについては年度内ということですからわかりましたけれど、その視点についてお尋ねします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 質問にお答えいたします。浜中町津波避難計画なんですけれども、作る段階といたしまして北海道が示していますこれに関する指針がございます。それと、近隣町村でたとえば釧路町さんですとか、北海道的にも結構この部分はまとめてある市町村がございます。それらを参考にいたしますけれども、その中を見ていきますと今いわれましたように、地区ごとに山を背にしている集落、無い集落それとか本当に島のような状態になっている部分と、かなりいろんな部分で例がございますけれども、そういった部分でまず最初に計画を町が作る場合に全部に合うことは出来ないと思いますが、その避難経路ですとか、避難場所、町でいう避難施設ですね、それらの部分をきれいに明示してもらいます。で、ここの班はこの地区、この経路をたどってここに行きます。ここの班は隣の町内会を經由してこっちに行きますとかという、詳細な部分をまずうたってもらいます。そのための方向的なものをまず町の基本を造るときに、各町内会さんの方々に伺ってですね、会長さんまたは事務局の方に伺いまして、その辺でまず話を聞き取りまして、それで基本のベースを作ろうと考えています。

今いわれました冊子一步手前ぐらいで、今度地元の町内会さん自治会さんに下ろすときにはいわれましたとおり、自分たちが徒歩なのか車なのかだとか、そういったものも

地域ごとの部分に載せてもらう形を取りたいと考えていますので、その時にまた新たな実際2ヵ月後、3ヵ月後に皆さん話し合ったら、やはりこの避難の仕方がどうなんだろうかというものが固まろうと思います。ですから先ほどいわれましたようにスケジュールの中では、どうしてもひとつの町内会の中でワークショップとかで結果によりましては、確かにフィードバックすると後先のもとに戻るんじゃないかという話し合いがでくるかもしれませんが、それと同じことを町の避難計画の基本を作るときにも、地元の町内会、自治会さんと同じような手法で行って行きたいと思っていますので、避難の方法とか避難道の経路、それらの部分の最終的な地域の部分の作成を考えた中でこれらを網羅できるようなベースを作って行きたいと思っていますので、その中で年度内に作成しまして、その後若干地域ごとの部分については自主防災組織のお話が先ほどありましたが、これらの話と一緒に、組織結成の話も進めて行きたいと思っています。

自主防災組織をお願いするに当たっては、組織結成後の部分もありますので、各自治会さんで行うような避難の方法とか、予算の措置だとかが話題にはなると思うのですが、それらの部分も組織結成に向けての話し合いも進めながら、2本立てといたら失礼なのですけれども、両方の話がマッチするような話になると思いますので、それらも一緒に進行して行きたいと考えております、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） これからの作業大変でしょうけれども、関係する課と連携を取って、頑張って計画作りを進めていただきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、地域防災計画の最大の目的は人命を守ること。

町民の命無くして地域無し、地域無くして経済無しといわれております。

これから作られる整備計画を基に国、道に対して陳情、要望活動が展開されることとなりますが、町長の強い政治力、リーダーシップが問われることになろうと思います。

防災対策事業の推進に向けての姿勢といいますか意気込み、決意のほどを町長から聞かせていただきまして、終わりにしたいと思います、よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 町長の政治力、決意含めて聞かれました。政治力というのは無いと思っていますけれども、一生懸命そのことはやらなければいけないと思っています。

人の命を守るといというのは、今回の防災計画の基本だと思っています。

そのことを常においといて、過去にこの津波災害で亡くなっている方もいるわけです

から、そういう意味で浜中町にとってみれば一番大事な仕事だというふうに思っています。 そんな意味でしっかり人の命を守っていくための陳情、要請さらには事業の展開含めて、出来るところからといいますけれども、私もけしてデジタルじゃなくアナログの最も古いアナログかもわかりませんが、そんな意味で地域住民、町民含めて、議会も含めて、全体でこれに対策に挑んで行かなければいけないと思っています。

是非議会の方々からもご協力をいただいて、災害に強いといいますか、負けないまちづくりを進めていきたいというふうに思っています。

○ **議長（波岡玄智君）** これで一般質問を終わります。

この際暫時休憩します。

(休憩 午後 12時 3分)

(再開 午後 1時 3分)

○ **議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ **日程第3 議案第32号浜中町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○ **議長（波岡玄智君）** 日程第3議案第32号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○ **町長（松本博君）** 議案第32号浜中町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律における障害者自立支援法の改正に伴い、現行条例で引用している同法の題名を障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改める必要が生じたことによる条例の一部改正であります。改正の内容につきましては、現行条例の第1条中の障害者自立支援法を障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるもので、公布の日から施行しようとするものです。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い

申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第33号浜中町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第33号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第33号浜中町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、福島復興再生特別措置法が平成25年5月10日付けで改正されたことにより、関連する条例の一部を改正するもので、本条例第5条町営住宅の入居資格で、福島復興再生特別措置法第20条で入居基準緩和要件が第29条に変更されたことによる一部改正でございます。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い

い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第34号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第34号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第34号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、医療費等に係る税率を改正するものと地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに基づくもので、併せて一部文言の整理をさせていただいております。

まず、税率の改正ですが、国保税算定の基礎となる前年の総所得を基本に所得割・資産割からなる応能割と均等割・平等割からなる応益割の割合をもって国保会計の健全化を図ろうとするもので、この改正により医療費分の国民健康保険税の一世帯当りの平均課税額は、20万2,642円で前年度対比1万2,649円の増額となります。

また、後期高齢者支援金分は、社会保険診療報酬支払基金から示された通知額から療

養給付費負担金、調整交付金を控除した額に応能・応益割合の税率を乗じて税額を算定しますが、一世帯当りの平均課税額は、6万6,886円となり、前年度対比4,172円の増、介護保険分は、第2号被保険者に係るもので社会保険診療報酬支払基金から示された通知額から療養給付費負担金、調整交付金を控除した額に応能・応益割合の税率を乗じて税額を算定しますが、一世帯当りの平均課税額は、4万8,456円となり、前年度対比2,546円の増となります。

次に地方税法の一部改正に伴う改正ですが、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者が一人の場合、その世帯の国民健康保険の保険税について、既に講じられている当該移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1の軽減措置に加え、その後3年間においても世帯別平等割額の4分の1の軽減措置が講ぜられることとなりましたので、それに伴い、世帯別平等割額の算定の区分に新たに特定継続世帯として区分を設けるものでございます。

この改正条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するとしております。

なお、この度の条例の一部改正につきましては、去る6月3日開催の国保運営協議会に諮問し、答申をいただいたところでございます。

詳細については、町民課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） （議案第34号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 資料の30ページでお尋ねしますが、前年度との課税比較というところで、課税世帯一人当たりの平均課税額がでております。これ実際にトータルすると値上げ分の総額というのはどのくらいになるのでしょうか。

○町民課長（金田哲也君） 医療費分、後期高齢者分、介護分単純に足していただければと思いますけれども、一人当たりの平均課税額でいきますと、9,052円、一世帯当たり平均課税額で1万9,367円になります、以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） それに人数かければいいということになりますか。私総額をざ

つと計算しますと、一人当たりの平均課税額で見れば、今いわれたとおりなのですが、何人いるかということ計算すれば、2,629万円くらいなるのですが、これだけの値上がりになると、全体では。という計算でよろしいのかどうか、そのことをお聞きしたのですが。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 全体での調定額でのご質問だと思いますので、医療費分、後期高齢分、介護分合わせまして大体1,900万円くらいの増になるかと思えます。
前年度と比較して。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 具体的にいきますと、2の前年度との課税比較のところの一人当たりの平均課税額というのがでていますよね、医療費分と介護分まで出ています。

この金額に保険者数をかければ25年度の被保険者数をかければ出るのではないかと私は思ったのですがそうじゃないのでしょうか。

そうであれば2,629万円くらいになるのですけれども、そうでなくて別のやり方があるのでしょうか。

それをなぜ聞くかという、全体が税としては上がると、削減額の7割、5割、2割の削減の部分については削減も大きくなって減るといいますか、削減額は大きくなるに見えるのです。だから全体に見れば医療分、介護分それから後期高齢者分やると相当な値上がりになるのではないかと聞いてきたわけなんです。こういう出し方じゃないのですか。医療分に比較して、医療分に25年度の被保険者の数をかければ金額は出てくるんじゃないかと思うのですけれどもそういう出し方じゃないのですか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 大体そのような数字になると私も思っておりますけれども、例えば一人当たりの平均課税額に被保険者数をかけると調定額になるかと思えます。

その差が先ほどいった大体1,900万円くらいになるかと思うのですけれども。

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第35号北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

◎日程第7 議案第36号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

○議長(波岡玄智君) 日程第6 議案第35号及び日程第7 議案第36号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第35号北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について並びに議案第36号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議については、関連がございますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合並びに北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、道内の市町村及び一部事務組合を構成団体とする一部事務組合であります。北空知圏学校給食組合が新たに当組合への加入を申請したことに伴い、構成団体の変更をする必要が生じたものであります。

地方自治法第286条第1項及び第290条では、これを組織する地方公共団体の数を増減する場合には、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるとされており、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることから、議会の議決をいただきたくご提案した次第であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第35号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第36号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第35号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第36号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これから、議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長(波岡玄智君) 日程第8 議案第37号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施し

なければならぬことになっております。

今回は、散布地区辺地について総務大臣に提出することになりますが、この計画を提出するにあたり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

辺地整備計画の概要を申し上げますと、散布地区辺地は丸山散布地区の物揚場の整備となっております。

この辺地計画の策定期間は、平成25年度から平成29年度までの5ヵ年計画となっております。

なお、平成25年5月23日付け地支第277号をもって、北海道知事との協議も整っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 丸山散布の物揚場の総合計画についてお聞きしたいと思っております。ここの護岸を整備しようとしておりますけれども、この土地の所有者は個人なのか、道だとか、町だとかどこの土地になっているのかということをもまず一点聞きたいと思っております。それからここの物揚場を現在使っている漁家の数と、将来整備される時に使用する漁家の数は同じなのか、異なっているのかその辺も説明願いたいと思っております。

それから最後6億5,000万円を使って25年度から29年度まで5年間かけてやるということなのですが、大雑把に工事の設計だとか、実際にどこまでやるとかその計画を述べてもらいたいのと、工事中にもこの物揚場は使えるような状況のまま工事が進行するかどうか、その辺説明願いたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） お答えいたします。まず土地の所有の関係でございますが、本年度予定しております箇所につきましては、航路の入り口側からコミセンの方まで干場付きの方を予定しております。そこにつきましては町有地となっております。

現在使用している漁船につきましては、干場に張り付いている利用者が21名となっております。これが完成した後につきましても、同数の予定でございます。

工事の設計につきましては、当初計画では1,100メートル護岸の両側を予定しておりましたが、一部木枠で施行されていた部分がありましてそれらを入れますと、トータルで1,260メートルの延長となっております。

工事中の使用状況ですけれども、昆布漁期が終わってから翌年3月までの工期を予定しておりますので、漁業経営には支障がないものと考えております。

予定でございますけれども、今年度は延長300メートル、次年度は町有地部分ということで、延長230メートルの計画を立てております。

残りにつきましては、財政状況を見ながらの判断になろうかと思っております、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第38号平成25年度浜中町一般会計補正予算（第1号）

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第38号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本博君） 議案第38号平成25年度浜中町一般会計補正予算第1号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、風力発電施設管理に要する経費や町有建設車両に要する経費など、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費、風力発電施設管理に要する経費で落雷による翼復旧工事4,693万5,000円の増、電算システム運用に要する

経費でコンピュータ用備品購入など184万5,000円を追加、地域振興に要する経費で一般コミュニティ事業助成金240万円を補正するなど全体で5,215万3,000円を補正、3款民生費では、常設保育所に要する経費で臨時職員賃金205万3,000円の減など全体で115万5,000円の減額、4款衛生費では、国民健康保険特別会計繰出金332万3,000円を減額するほか、水道事業会計繰出金では機構改革に伴う職員の配置転換による人件費相当分1,289万1,000円を追加し、清掃費でじん芥焼却場の解体に向けたダイオキシン検査委託料191万7,000円の増などにより、全体で、1,312万円を補正、5款農林水産業費では有害鳥獣被害対策に要する経費で道補助を受けて実施する鳥獣被害防止緊急捕獲等従事者報償1,033万6,000円の増など、全体で1,290万6,000円を補正。

7款土木費では、除雪車両購入に係る経費3,886万9,000円の増額と下水道事業特別会計繰出金で機構改革に伴う職員の配置転換による人件費相当分1,181万8,000円を減額し、全体で2,705万1,000円を補正。

8款消防費では、釧路東部消防組合に要する経費と災害対策に要する経費で504万2,000円を補正、9款教育費では、農業者トレーニングセンターの改修工事費など、全体で1,212万3,000円を補正、12款給与費では、機構改革に伴う職員の配置転換による人件費39万1,000円を追加補正。

以上により、今回の補正額は、1億2,167万1,000円となります。

一方歳入につきましては、国庫支出金2,323万円、諸収入で公有建物災害共済金3,980万円、町債2,900万円と繰越金1,791万3,000円などを充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、62億7,416万3,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしました。詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） （議案第38号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 一点だけ質問させていただきます、60ページと歳入の52ページに関連して、でございます。

有害鳥獣被害対策に要する経費、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策従事者報酬ということで1,033万6,000円の増ということで予算が出されました。

これについては今の説明で行きますと国の三次補正、当初予算の770万円の委託料に上乗せして支払うものというふうに説明を受けましたけれども、そうなりますと、なぜ報償費で予算を組んだのかと。当初委託料でこれは猟友会との委託契約に基づいて支出されるということで、当初予算は計上されていたと思います。

それが報償費で計上されたという経過についてまずお知らせください。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今のご質問の件になりますけれども、当初委託料ということで770万円、これにつきましては猟友会の方へ委託費として支出するという形で、当初予算で計上し議決いただいたところでありますけれども、今回の先ほど企画財政課長のほうから上乗せという説明はありましたけれども、この部分につきましてはこの補助名にもありますように緊急対策補助事業ということでまず委託という形と補助事業ということでの実績等の整理をする必要があるということで、それともうひとつは上乗せというイメージの説明でありますけれども、駆除者本人の方へは当初予算でいうところの委託料から駆除者本人の方へ行く、猟友会としてその中で整理して捕獲者、駆除者のほうに行く委託料の金額とですね、今回のこの緊急対策で行く部分というのはあくまでも上乗せという形のイメージからしますと捕獲者個人への全体の金額としては、一部は委託料として猟友会を通していく部分、それからこの緊急対策補助事業部分とで直接町から駆除者本人へ報償としてその分を交付するという形での上乗せという表現でしたけれども、整理の仕方としてはそういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今の説明でよくわかりました。

なぜこの質問をしたかというのと、先の委託料につきましては、ある一部の方から猟友会の会員の方から聞きましたが、当初予算では1,500頭かける5,000円、一頭当たりでそれで750万円に事務費が20万円付いて770万円の当初予算だと。

この一頭当たり5,000円の支給、これが満度に支払われていないという話がちょっと聞かれたのですよ。

それとこの5,000円にプラス農協さんの1,000円が加わりますから一頭当たり6,000円なのでしょうけれども、その駆除した実績どおりに払われていないと。

ということは、猟友会の内部でその委託料が適正に管理されているのかどうか、その辺のところまで踏み込めるのかどうかということがあるのですけれども、その辺の考え方はどうでしょうか、今の場合については、報償費についてはわかりました。

直接その実績見合い分で支払われるということで、歳入についても予算は計上したけれども、これが上限でこれ以下であれば当然100%ですから減っていくということですね。そういうことで理解します、今の関係についてお知らせください。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今のご質問の猟友会の方へ委託している、今年の当初予算であれば一頭当たり5,000円という委託料が猟友会の方へ交付された後の、その後の直接駆除者へのいき渡り方のご質問と思うのですが、今年の当初の予算で行きますと1,500頭ということで、3月の実績ということですが、23年度でも24年度でも1,500数十頭と、ここ続けて1,500頭を超えているという実績もありまして、23年度の時の町からの捕獲頭数として1,300頭を猟友会の方へ委託として交付していたという所もありまして、実際的にはその実績として1,500ちょっとの駆除としての頭数が出たということも含めて、駆除者への一頭あたりとして町から交付した金額が均等割りという形ではないのですけれども、そういった形の中で猟友会としてもいろいろと駆除費用の、ハンターさんへの駆除費用としていき渡るといいますか、そういった形を取っているということも猟友会の方から伺ったところでもあります。

そういった経過もありまして、一部町からは平成23年度でいきます4,000円で1,300頭、そういった形で委託料のほうは出してありますが、実績としてそれより上回る頭数があった時に猟友会として、そういう形で直接均等にといいますか、そういった形のものも考慮して、駆除者、ハンターさんの方へはそういうことで交付しているという経過と伺っているところでもあります。そういったことで一部議員が耳にしたことも、そういったことかなと理解しております、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今の課長の方から説明いただきました。

当初計画が去年の実績でいきますと、1,300頭、実際は1,500頭以上獲っていると。そうすることによって薄まるという考え方だと思うんです。そういうことであ

れば私も理解します。

ただ委託料で出しているのですけれども、出しっ放しというよりも実績報告というものを多分貰っていると思うのですよね。

それで1,500頭、計画の対して上乘せされた分、一人当たりいくら払われている、そういう部分のチェックというのはきちんとすべきだと思うのですけれども、それがされているのかどうか、その辺だけ確認すれば私も心配するところが無いのですけれども、確認をしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） その部分につきましては例年猟友会の総会等もありますし、そういったところで猟友会の方からもご報告をいただいて確認しているということでございます。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 3、4点質問いたします。

まず56ページ、地域振興に要する経費の、コミュニティ事業助成金ですね。

今回共和会の祭り用品という説明ですけれど、ほかの地区から祭り用品じゃない形での要望があったふうに聞いております。

それが受理されなかったという経緯も聞いております。

近年ずっと聞いてますとお祭り用品、茶内も含めてなんですけれども、お祭り用品でのこの助成金の使われ方しか見たこと、聞いたことが無いものですから、この制度のほかの用途の使い道、また今回採択となった経緯等をご説明いただきたいと思います。

2点目が58ページのその他清掃に要する経費、今回この解体するに当たってのダイオキシンの測定検査をするということでもあります。

この検査を行うということは近い近年、例えば今年度中あるいは来年度には解体に向けて取組むという考えであるのか、それとそれの際どの程度の費用がかかるのか、をまずお聞きします。それと60ページですね、7番議員からあった鹿ですね、鹿の駆除に関してなんですけれども、これは増えすぎているのを減らす目的で多分こういう制度でお金が付いたんだと、予算が付いたんだと思うんですけれども、実際ハンターの方から聞くと、確かにこれは大変嬉しいことだと、ただ減らすのであればやはり撃つ場所、もっと獲りやすい場所、撃った後に回収しやすい場所、もっとぶっちゃけいっちゃうと、霧多布湿原センターの冬場、あそこで撃たせてもらえれば相当減らせるなということも

聞きます。ただいろんな絡みがあって、そこでの駆除が実現に至らないのであれば、その旨の説明と、今後もしそういうものが可能であるなら、そういう方向で行きたいという考えもあれば聞かせてください。

それと62ページ、トレーニングセンターの屋根ブレースですけれども、今回緊防債の対象になったということで、昨日の説明では当初一部補修を考えていたがこの緊防債で全面改修できるようになったという説明でありました。

この件について、まず今回地震で揺すられて、当初僕が聞いていたのはボルトが破断した、ブレースをとめているボルトが破断したというふうに聞いていたものですから、ボルトの劣化かなという考えでいましたけれども、まずこの原因調査の結果は出ていると思うので、この調査結果、原因をまず教えてください。

それとボルトだけじゃなくブレースそのものも取り替えてしまうのか、そこら辺もお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 先に私の方から、58ページの清掃費のその他清掃に要する経費のダイオキシン検査委託料に関わるご質問にお答えいたします。

旧塵芥焼却場につきましては、この3月議会におきまして条例改正していただきまして、廃止いたしました。

その際に北海道の補助金を受けていた関係がございまして、財産の処分の承認をいただく申請をしていたわけでございますけれども、その中でその施設の解体についても明記しなさいということの指示がございまして、私ども当初27年度に解体したいと考えておりましたけれども、それでは遅いのではないかと指摘がございまして、26年度を目途に解体するという事で明記させていただきました。

それに合わせるためには、今年度中にダイオキシンの検査あるいはこれを受けて調査設計等準備しなければなりませんので、このたび補正をお願いしたという経過でございます。解体費用につきましては、12月議会の時にもお話ししましたが、このダイオキシンの調査結果に基づいて工法なりを検討しますので、正式な数字ではございませんが税抜きで大体5千800万円くらいという参考の見積はいただいております。

これは解体に関わる部分でありまして、解体しっぱなしというわけには行きませんが、擁壁がございまして、擁壁はそのまま残そうとは思っておりますけれども、その部分が大分傾いたり、ひび割れそういうところもございまして、解体に当たってはその辺も

少し補強というか、そういうものをしなければなりませんので、その部分のお金も若干かかるのかなと思っております、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 56ページのコミュニティ助成の240万円関係でございますけれども、今年度共和町内会ということで決定しておりますけれども、そのほかに他の地区からも要望があったと私引継ぎで聞きましたけれども、コミュニティ助成の周知方法というのが町の広報を通じてやっているものですから、周知徹底がなされていないというのが事実であります。今、事務所の中では今後次年度以降の募集に当たっては当然町広報と直接自治会長さんのところに伺ってこのコミュニティ制度の概要をお配りしながら、次年度以降の要望を受けてまいりたいというふうに考えております。それと、このコミュニティ助成、議員おっしゃられたとおりこの数年、お祭りの備品等に一般的に使われておりますけれども、このコミュニティ助成は自治総合センターが宝くじの助成金の一部を充てた助成制度で、地域住民が主体的に行う地域活動に利用される施設であれば、特に定められていないようでございますので、その都度うちのほうに相談していただければうちのほうも直接この自治総合センターの方に相談することも可能ですので要望があれば随時、地域振興係のほうに要望いただければなと思っております。特にどういうものという規程は無いようです。

今回見送られたというのは、通常一町村当たり1件というのが内々にございまして、それで共和町内会ということで伺っております。もう一ヶ所西円地区の方でもこういうものをというお話は、その確定した後に話があったというふうに私は事務の方から聞いております。それで25年度につきましては、西円地区の方の要望を優先にあげて行きたいというふうに考えております、以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 60ページの緊急捕獲対策事業の関係についてでございますけれども、今回の緊急捕獲対策、目的という部分につきましては駆除者の負担軽減といった部分も大きな目的がありまして、それに伴っての捕獲の拡大ですとか、そういったところも想定してというところの目的になっているというところであります。

それから場所をもう少し拡大すれば、範囲ですか、その辺をもう少し広げていけば今後の捕獲頭数の増にも繋がるのではないかとということで、ひとつ上げられていたのは湿原センターの周辺ということでございますけれども、ご存知のように湿原センター周辺、

その下の方には湿原もありますし、鳥獣保護区の区域内といったところもあります。また、天然記念物の丹頂ですとかオジロワシ、シマフクロウ等々いろいろ貴重な鳥獣等もいるということで、その場所で駆除をすることが可能かどうかというところの申請をして許可をいただくとか、そういったところの手続きも当然必要になってくることと思います。それともうひとつは湿原という平らな地形ということもありますし、安全面の部分そういったところも確保が必要になってくるというようなそういった諸々の整理がされていけば可能になってくるのかなとは思いますが、今の時点ではそれぞれ年度当初に定められている有害駆除のそれぞれの区域というものが設定されておりますので、その区域に沿って有害駆除を行っているというのが現状であります、以上です。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（箱石雄彦君） 62ページの農業者トレーニングセンター管理運営に要する経費の工事請負費の関係でございますけれども、本年2月2日発生の十勝中部地震によりトレーニングセンターのアリーナの屋根ブレースですね、破損が生じたということで、本定例会報告第4号にありましてとおり、24年度予算の繰越明許により調査設計を行い、4月30日に事業が完了したところでございます。

その屋根ブレースというのは鉄骨枠組みにエックス状に敷設されているものなのですけれども、鋼材ですが鉄骨枠組みの剛性を確保するものです。

ブレースは地震時や暴風時に横揺れに対する水平力に対して、水平耐力を確保するものというふうになっております。

それによって変形、ねじれを小さくする役割を持っているということでございます。

今回の破損の状況ですが、屋根ブレースの破断が5ヶ所、ゆがみが25ヶ所、全ヶ所で60ヶ所あります。影響が半分に及びました。

原因なんですけれども、調査報告によるものですが、地震の揺れが軒から軒先へと屋根ブレースを介して伝達増大されたと思われる。

結果、軒先側のブレースが軒並み引張耐力を超えた水平力が働いたことでブレースのゆがみ、破断に至ったと推測されるとなっております。

鉄骨とブレースをつなぐ部分を羽子板プレート、別名ガセットプレートというんですが、破断の箇所がその根元付近ということで、羽子板は問題ないということでブレース自体の強度が不足していたということで、今19ミリの鋼材を使っているのですが、それを27ミリと20ミリに変更して耐力を引き上げようとするものでございます。

窓側左右あるのですが、縦に6列、10スパンあります。窓枠の両サイド3スパン、6×6、36ヶ所を27ミリにしまして、屋上の高いところを20ミリにして今後ほかに影響が無いように地震の波力を逃がすような格好で、全ブレースを交換しようとするものです。過去に平成5年の釧路沖地震、平成6年の北海道東方沖地震でも破断しているのですが、その時は災害復旧ということで今と同じ19ミリを使っております。特に平成6年の時には全ヶ所が破断しております。

今回強度を上げるということで、調査報告でもボルト、羽子板プレートには問題ないということで、ブレースの強度を上げることで解消できるのではないかとということで今回全部の改修に至ったということでもあります。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 今のブレースの関係なんですけれども、劣化ではないと、単純にゆれに対する強度が足りなかったと、今回はそれに見合った対応の強度のものに取り替えるという受け方で良いですか。わかりました。

補修が終わって使用開始になるのがいつ頃かというのを後で教えてください。

鳥獣ですね、これ実際にハンターの方たち、猟友会の方と話す機会あると思うんですよ。その中でも多分一回や二回は、そういう話が出ているのかなというふうに思います。

その上でそのハードルは高いのでしょうかけれども、より体に負担の無い場所での捕獲がもし可能となるのであれば、それに向けた取り組みは是非やっていただきたいと思います。今回支給される予算はハンターの負担軽減というふうにおっしゃいましたが、単純にこの金額を上げたことによって例えば、このハンターの方が回収に誰か若い人をお金払ってお願いしようかなという意味では、この負担軽減というのはわかるのですけれども、要は報償をあげていっぱい獲ってくださいということで多分こういう対策になったと思うんですよ。ただ、これだけではやっぱり捕獲数が増えると僕は思えませんので、是非ともそっちの方の対策も検討してみてください。

それとダイオキシンですね、これはわかりましたけれども一点、財源の目処というかそれはどうなっているのかお聞きします。

それとコミュニティですね、僕もどういうものが対象になるのかなと思い調べてみました。それを見ますと、先ほどおっしゃったように集会施設備品等、イス、コピー機、パソコン、プリンターなどテレビなども入っている内容でありますし、イベント用品では、テントはもちろん発電機なども対象になっております。さらには公園整備として公

園の遊具、ベンチの設置なども入っております。さらにその下にその他という欄に除雪機の整備という項目もありまして、今回西円の方から聞いたのは芝刈り機を申請したんだわという話でした。先ほど順番が西円の方が後になったというお話でありましたけれども、実は僕が聞いている範囲では違いまして、西円が先に申し込んでいたのですが、それが対象に合わないということで、戻されたことにより西円が今回は見送りますということで、別な町内会に行ったというふうに聞いていますので、この辺後でも結構ですから教えていただきたいと思います。

そう考えますと除雪機も対象になると、さらにはもっと細かいところに行くと樹木、花苗なども対象になるというふうになっています。

ですから、来年度からの募集に関しては各自治会にも案内してくれるということですので、大変ありがたく思っておりますので、その時には是非ともここらへんの、この事業も対象になりますよということを知らせていただければ、大変使い勝手が良くなるかなと考えますのでそこらへん、再度お願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） まず初めにコミュニティ助成の関係でございましてけれども、この補助事業に対する各自治会への情報提供、これにつきましては先ほども申し上げましたとおり一部町広報で掲載しているのみということで大変事務的に不足なところがあったということについてはまず、お詫びを申し上げたいと思います。

今後につきましては先ほども申し上げましたとおり、各自治会長さんの方に直接こういう制度がありますと、是非ご活用くださいということで、直接この助成制度の広報をしていきたいというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思います。

それと西円地区の除雪機という話は、芝刈り機という話は私今初めて聞きました。

私今伺っているのは、ランニングマシンの要望があるというお話は聞いておりますので、来年度に向けてこれを是非宝くじ助成の方で当たるように努力していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 58ページの清掃費に関わるご質問でございます。

ダイオキシンの検査そのものについての補助金等はありませんけれども、今後予定されております調査設計、あるいは解体に関わって補助金はないのですけれども、幸い過疎債が該当するようございまして、それを今のところ見込んでというか、予定し

ております、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） いろいろその湿原周辺ですとかそういったところの駆除捕獲の部分、今後いろんな角度で可能性含めて検討していきたいと思っております。

現在のところ背後には道有林も控えておりますので、道のほうでモバイルカーリイグという実験的な捕獲駆除の方法もとられているということもありますので、そういった大々的な部分含めて検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（箱石雄彦君） 工事完了による使用開始の関係なのですが、今補正予算が成立いたしましたら工事の入札にかかる期間が約10日と聞いております。それから、入札までの期間、半月と見まして工事が2ヶ月です。でそれから行くと逆算しても9月の中旬くらいになっちゃうのかなと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） トレセンに関しては一日でも早く使用できるようにしていただきたいと思っております。

鳥獣ですけれども鉄砲も撃たない僕がいうのもおかしな話なので、実際猟友会の方たちの本当の生の声を聞いていただいて、対処できるものがあれば是非いろんなところに働きかけて、是非とも鹿は減らしてくれるように努めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 58ページ常設保育所運営に要する経費で、臨時雇い上げ賃金が減額されております。当初予算で1名分臨時保育士を雇うと計画をしながら、それを取りやめたというようなことですがけれども、なぜ臨時職員がいなくて済むようになったのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

次に60ページ農業費の中山間地域活性化施設管理運営に要する経費で、臨時雇い上げ賃金一人分の予算が計上されております。人事異動に伴って今年からこの施設の運営は臨時職員で対応するというような話を伺っておりますけれども、この臨時職員の資格とございますか、どのような方を雇おうとされているのか。というのはあそこをいろんな形で利用して加工食品等を作っているわけですがけれども、出来るだけそういった加工技術指導ができるような職員を配置して欲しいという要望を聞くわけですよね。ですから、

そういったものに対応できる職員、臨時職員を配置できるのかどうかその辺についてご説明をいただきたいと思います。

それから林業費の今ありました鳥獣対策の鹿駆除に対する報償費に関わってですけれども、今回道補助で実際的にはハンターたちの待遇改善に繋がると、大変結構なことだと思うんですけど、6,400円かける1,600頭という形なんですけれども、一頭当たり6,400円という金額はこれは町独自で決めたものなのかどうか、その辺について伺っておきたいと思います。

それとカラスの捕獲分として、96,000円ですか、これらも計上されておりますけれどもこれまでのカラスの捕獲実績として数字があれば伺っておきたいと思いますし、以前カラス捕獲用のケージといいますか籠を購入したことが多分あると思うのですが、20数万円だと記憶しているのですけれども、それらの活用の結果、どの程度の効果があったのか、もしその辺の数字的なものが押さえてあればこの機会に伺っておきたいと思います。

それから62ページ教育費、小学校用バスに要する経費に関わってこの機会に伺っておきたいのですけれども、昨日の一般質問でもバス通学に関する議論があったところでございますけれども、それぞれ統合が進んでバスによる通学が増えてまいりました。

きめ細かなバス運行によって保護者の方々は喜んでるように私は感じております。

そこで昨年のもちづくり懇談会、茶内農連地区の懇談会において、茶内農連地区の通学にもバス運行して欲しいというような要望があったかのように伺っております。もしそのことについて委員会でその後のことについて検討されていればその経過について伺いたいのですけれども、よろしく願いいたします、以上。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 58ページの常設保育所運営に要する経費の賃金の件でお答えいたします。

24年度までは臨時職員が保育業務係に配置されていたのですが、25年度につきましては正職員が配置されましたので、そのことによる減です、以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 今の質問にお答えしますが、4月1日付の人事異動で職員が兼務され、急遽臨時職員で対応するという事なんですけれども、これにつきましては、勤務内容につきましては一般事務と技術指導、及び使用器具の指導等、それと先

ほど議員さんがいわれましたけれども加工体験そういうのに対応できる職員を探したんですけど、とりあえず急遽の配置だったので、うちの職員、週に一回くらい行ってですね、利用がない時に指導しながら、対応しているということで、ご理解していただきたいなと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 60ページの緊急捕獲に対するエゾシカの一頭当たりの6,400円の金額の根拠ですが、国の方から道のほうへ配分された実基準額が約8割弱ということで国から道のほうへ来ているということのようです。

それに基づいて道内の各町村のいろいろな補助活動経費等の全体をまとめたところ、市町村の割り当てについてもこれに準じながら、当初この補助事業の中では上限8,000円ということでエゾシカのコストが国の方から示されていますが、今いった8割を各市町村の方へ配分するという内報をいただいて、その内報によりますとちょうど8割、6,400円ということで金額の方が示されている、それを予算に計上させていただいたということでもあります。

それからカラスの駆除の関係になりますけれども、ここ何年間か、3年分の資料が手元にあるのですけれども、それで行きますと平成22年度で291羽、平成23年度で249羽、平成24年度で273羽ということになっております。

しれから以前にカラス捕獲用のケージと申しますか檻の購入をして、その後の実績としてはどうかということなのですが、営巣期ちょうど今頃なんですけど、いろいろカラスの駆除のお願いとかいったことも多いのですが、そういった部分で農場さんとかから連絡いただいた時に設置して、活用して見ましたが、残念なことにケージの中にカラスが入らないと申しますか、その辺のところは実績として何羽獲ったということはお答えできないところがあります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） スクールバスのご質問あったことについてお答えをいたします。昨年のまちづくり懇談会の中で議員いわれたとおりスクールバスの要望がありました。

それを受けまして教育委員会で今現在、スクールバスにつきましては統合に関わる運行しておりますけれども、児童生徒の安全確保の観点からいろんな面です、この問題が解決できないかということで、まず内部協議をしております。

浜中町の現状といたしましては、茶内小中学校、茶内第一小学校、散布小中学校ふくめて、児童生徒の安全について遠くから歩いて通っている児童生徒もおりますし、それらも含めてまず条件整備が必要ではないかということで、教育委員会としては今後この件に関しましては各学校、PTA への投げかけをし、どのような問題があるか、または要望があるのか含めてそれらを精査しまして、児童生徒の安全が必要で、条件整備が整いましたら予算等スクールバス購入の予算も必要でありますし、それは財政当局といろいろ議論を詰めていかなければならない問題がありますけれども、何とか条件整備をしてから進めて行きたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 保育所の件につきましては了解しました。

それから中山間の臨時職員の配置の件ですけれども、急なことだったので、なかなかそういった資格等能力のある人を配置できないというようなことですが、せっかく施設も改修しながら、販売も出来るようなシステムも整っているということですから、今盛んに農産物の6次産業化ということも叫ばれていますから、有効に活用することが必要だろうと思いますので、是非ともそういったいろんな指導の出来る職員を配置できる体制を早急に進めていただきたい、要望になってしまいますけれどもそういった対応をしていくべきだというふうに思いますけれども、更に踏み込んだ答弁ができればお願いしたいと思います。

それから、鹿対策の関係ですけれども、6,400円ということは町の段階でそれよりも引き下げて、いわゆる報償対象頭数を増やすということも可能だということも理解できますかね。

これでいきますと、1,600頭ということですからそれぞれハンターの待遇は改善されるかもしれませんけれども、町内全体の捕獲頭数というのは、それほど増えていくということにはならないですね。今1番議員からもありましたように、鹿毎年のようにかなりの頭数駆除しているようには思いますけれども、私たちの感覚としては一向に減っている様子は伺えない、というふうに思うんですね。

となればやはり、実績として捕獲頭数を増やしていくということを検討しなければならない、そういった時に目標数をここに置くということはいかがなものかなど。もう少し多くの数字を目標数においてですね、捕獲頭数を増やしていくということで行かないと、ここ数年1,500頭前後だと伺っておりますけれども、その辺の考え方としてい

かなものかなというふうに思います。ハンターの皆さんは今まで計算上では6,000円、それに6,400円の上積みです。単純に考えますと10,000円以上の手取りというものがあるように思うんですけどね、それを若干低くしてでも駆除頭数を増やしていくというような方向というのは必要でないかなと思いますけれども、その辺の考え方としていかがなものか聞いておきたいと思います。

カラスの籠の実態についてはよくわかりました。あまり効果が無かったと、これはもう少しそういったものを買う時は慎重な姿勢が必要ではないかというふうに思います。

それから、学校の通学バスの運行について条件整備を整えよということでもちょっとわかりにくいなという感じはするのですけれども、安全上必要となれば、そういったことも財源的な要求も出来るのかなというふうな捉え方でいいのかなという気がしますけれども、いつ頃までそういった条件整備を整えて結論を出そうとしているのか、もしお答えできれば伺っておきたいなと、以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 60ページの臨時職員につきましては、先ほどいい忘れたんですけど、技術に関しては職場内で指導して、実績もアイスクリーム作りだとかピザ作り、これ2ヶ月くらいですけど実績もありますので、あとそのほかに開発研修費ということで予算も持っていますので、その都度そちらの方に出向いて実習、研修にいかせてやって行きたいなと思っております。

来年につきましてはそういう出来る職員を検討していきたいなと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 60ページの緊急捕獲対策の部分の6,400円のところなんですけれども、これにつきましては緊急捕獲対策事業として先ほど申し上げました上限が8,000円ということで今回内報いただいたのが8割ということで6,400円ということでご説明申し上げましたが、この金額につきましてはその金額を上限額から換算しての交付額ということになりますので、この金額はそのままになります。

それから捕獲頭数の今後の拡大といった部分ですけども、先ほども申し上げましたとおり、ここ数年1,500頭強の部分の捕獲実績はあるわけなんですけれども、それに従事するハンターさん捕獲者の的に行きますと年々人数の方が、会員の方が減少してきて、今現在で町内の猟友会に加盟している方21名いらっしゃるんですけども、

その中で有害駆除の許可証を交付している方19名であります。でこの19名の方々に先ほど申しあげましたように全体でいうと、1,500頭強というところで、この19名の方々が一年間にそれではそれよりも更に上積みして取れるかどうかという部分のその辺のところがですね、今後猟友会の会員の方々ですとかその辺の可能な部分というところも、是非その辺気にしながらそういったところの対策は講じていかなければならぬかなというふうには考えているところであります、以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） バスの関係についてお答えいたします。

先ほどの繰り返しになりますけれども、教育委員会で今現在運行しているのは統合に関わるスクールバスということで、先般のまち懇の中で教育長の方から、要望あった中で来年に向けて何とかやって行きたいと答弁をさせてもらっております。

来年に向けてという話については教育委員会内部ではいろいろと議論させてもらっております。現在走っている統合用スクールバスと違いまして、今回については通学に関するバスということでその辺の要綱なりまたは、要望があった地域だけでなくほかの地域に同じような状況の部分がありますので、その辺を含めると今現在、教育委員会としては試算の状態ですけれどもバスについては4台程度が必要ではないかと考えております。これらを含めてしっかりと議論なり、PTA、学校等にも降ろしながら、議論しながら進めて行きたいと思っておりますのでご理解を願います。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） まず歳入の52ページ、公有建物災害共済金3,980万円、先ほどの補足説明ですと56ページの風力発電設備復旧工事費の85%を見込み計上ということですが、この共済金確定でなかったんだと初めて知ったのですが、この辺のいきさつ及び、85%の見込みといわれていますけれども、その辺の確率について教えていただきたいなと思います。

それからこの復旧工事につきましてお尋ねさせていただきますが、風力発電というのはやはり地球温暖化によって、自然エネルギーの利用ということで、ないしはまた太陽光ということで、当町としてはこの風力発電というものを早くから使ってきたという経過がありますが、もしこの補正が通りましたら、早速に工事にかかると思うんですが、この復旧工事いつ頃までかかるのかということをお尋ねさせていただきたいと思

います。それからここにある風力発電はだいたい年間売電金額が7～800万円、それに対して保守料が4～500万円くらいという概算ですけれども、捉え方で来ていますけれども、ゆうゆで使っている電気というのがあると思うんですよね。

これは売電ではないのですが、金額はどういうふうに出したらいいんですか。北電に売っている売電料金と同じような金額というのですか、キロワットアワーというのですか、そういうのに換算すると年間ゆうゆでこの電力というのはどのくらいあるのか、これ今まで知らされてなかったのですが、わかれば教えていただきたいなと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 56ページふれあい交流保養センター翼復旧工事についてですが、この工期というのが契約から1.5ヶ月。一応予定なんですけど、8月の中旬までには稼働はするというふうに業者の方から、そういう工期で受け止めておいてください。それと今13年過ぎているのですけれど、年間の予定発電量が100万キロワット、その内の余剰電力分ということで、年間大体71万キロワット、これ今のフィットという制度で、今までは12.29円だったのが23.1円、10.81円上がったということで、23.1円をかけたして、年間大体1640万円くらいが売電だと。

それとゆうゆのほうに送電している分は29万キロワット、これは送電なのでフィットと関係ありませんので12.29円かけるということで、356万円くらいがゆうゆの方に風車から年間流れていると、以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 歳入の共済金のことでご質問をいただきました。

説明の中で85%相当というお話で、なぜそういう形になるのかなという質問かと思えます。

先ほど商工観光課長のほうから修理費にかかる部分で予算書にも載せていただいておりますが、修理費として約4,693万5,000円ほど見込んでございます。

実はこの風車平成12年建設当時から保険は加入しているのですが、保険の対象にならない部分と申しますか、が、ありまして、結局その部分を差し引いて、今回かかる修理費、保険会社のほうからは90%位だろうというお話はいただいているのですけれども、この中で、実際の工事の中で、ご覧のとおり高いですからクレーンが来てその日で仕事が終われば良いんですけれども、たとえば風が強くて今日作業が出来ない、そうすると作業できませんから次の日になると。保険は実質日数だけなんです。実質日数だ

けしか見てくれないものですから、そういった風の分とか余分な分は保険の対象になりませんから、それを考慮してこちらの方で最大限85%くらいでは確保できるのかなと、ということでの予算計上させていただいた次第であります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） そうすると共済金は間違いなく入るということによろしいなと思います。

それで今の工事の関係ですが、もしこれが直ると年間100万キロですか、1640万円の発電量になると、23.1円ですか、今までの12.29円から23.1円になるということで、今までの売電の金額よりもゆうゆで使っても差し引きしても1200数十万円、1300万円くらいの売電が年間で発生するという形で見てもよろしいでしょうか。

その中で25年度当初予算点検料が585万9,000円でしたか、見てますけれども、この点検料はこの工事費と別にかかるものという形で良いのかと思いますが、修繕費360万円見てますよね。この辺については当初予算ですから予定変更というのがありますでしょうけれども、この辺かかってくるものかどうか。それとこの1月から8月の中旬まで風車が止まっていますので、その間ゆうゆで使っている電気代というのは全部北電から買っているわけですよね。この辺について風車が動き出せば問題ないのですが、これまでの間、24年度と25年度に絡んでいますけれども、予算の中でもって光熱費たりてきたのかどうか、その辺お尋ねさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの質問にお答えします。

修繕料に関しては、585万8,000円これは年次点検の分で、必ず必要としております。この修繕料に関しましては年次点検に伴って定期的に部品を交換しなければならぬということで、これも必ず支出されることとなります。

それとゆうゆの電気料が今動かない状態でどれだけ加算されているかということなんですけど、これに関しては、一応一ヶ月につきまして26万円くらいが上乗せなっているという状況であります。

予算の関係なんですけれども、ゆうゆの高熱水費につきましては、とりあえずこの年度予算でやっていって、当然足りなくなる予想はしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 今いろいろお聞きしましてわかったんですが、今までの売電計画と違って、23.1円になることで年間の発電料が1,640万円くらいになるということで、今回の修理が4600万円くらいかかりますけれども、共済金との差額713万5,000円を出しても2年、3年かからずですぐ元をとれるもんだということで今回の修理はやることによって、ゆーゆーの使用電力及び売電金額が上がって町としてもそれだけメリットがあるという判断で捉えてよろしいでしょうか。

その件だけ質問させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） いま議員がいわれましたように、一応元は取れるとそう思っております、以上です。

○議長（波岡玄智君） この際暫時休憩します。

（休憩 午後 3時14分）

（再開 午後 3時33分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9議案第38号の質疑を続けます。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 1点だけ質問します。

ページは60ページです。

町有建設車両除雪車両購入3,870万円について質問したいと思います。少し見たところ、この金額というのは相当高いなという感じがするのですが、その内訳についてお聞きしたいと思うのですが、この車両の使うところは先ほど聞こえてきたのは、熊牛ということで、聞こえてきたのですが、町有道路の維持管理に使う除雪車だというふうに思うんですが、今まで使っていた除雪車はどうなったのでこういうのに替えましたと、替える予定だというような説明をしていただきたいと、それから、この車両が担当する地域はどこからどこまでやるのかということと、車両の価格なんですけど、本体だけの値段なのかそれに除雪用の装備付くとすれば、どういうものが付いて、金額は装備にどのくらいかかるのか、ということでまずお答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 除雪車の購入に関してでございます。

高すぎるのではないかという最初の質問ですけれども、当課といたしましては除雪車両を扱っている3社に見積を徴集しております。見積り額各々本体、付属品でございますけれども、その最低額を元に予算要求しております。

地区ですが、熊牛辺地という形ですので、もともと除雪車両は町の維持業者に貸与しております。今回入れる除雪車の担当区域が熊牛地区、姉別地区、厚陽地区にまたがっておりますので、一応熊牛地区として設定しております。

本体の価格なんですけれども、三社の最低額を拾っており、それに関してはまだ見積もり段階、入札前なのでお教えするわけにはいきません、

それと今の車両ですけれども、今回は更新を考えております。この車両は平成9年に入れた車でして、経過16年ということで経年劣化も進んでいますし、更新することによって作業効率のアップ、除雪の維持に支障の無いような形で作業するために考えております。先ほどいいました購入金の内訳なんですけど、価格につきましては除雪トラックこれが本体であります。それに付属品といたしまして、アングリングプラウ、前についている装置です。アングリンググレーダー、ダンプの下についている路面整成するなり、除雪するなりの凸凹を取って行くと、そういうものです。あとカウンターウェイト、バックブザー、回転灯、スパイクタイヤ、除雪ブレード、タイヤ、熱線ミラー、リア熱線ガラス、等々本当の付属品でございます。大きいところはアングリングプラウとグレーダー装置、これが主なところでございます、以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 本体価格といいながら、装備品、下のグレーダーとか、前で押していくそういうものも付いての価格が3,870万円というふうに押さえていいですか。そういうふうに押さえさせてもらいます。

除雪とあるんですけれども、夏分除雪の装備を外したら、ダンプとして利用できるものなのかどうかについては、いかがなんでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 当然夏の維持についてもダンプ装置付いていますので物を積むことは出来ます。それと今回グレーダー装置付けましたので、ダンプで積んで石を引いてあとグレーダーで均すと、一連の作業も出来ると考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番(加藤弘二君) 名目は除雪用のダンプということで購入するけれども、道路の維持管理にも年中使えるということで理解してよろしいですか。

○議長(波岡玄智君) 建設課長。

○建設課長(中川亮君) そう理解していただいて結構だと思います、以上です。

○議長(波岡玄智君) 8番竹内議員。

○8番(竹内健児君) 56ページの風力発電に関してですけれども、一点だけお伺いしたいと思います。保険に入っていたということですが、掛け金はどのくらいになるのか、年毎の契約になるのかどうなのか、最高額というのが決められているものなのかということ、風力発電ですので年数が過ぎていけばだんだん本体の金額が下がりますよね、価値が。そのあたりも年毎に変わっていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(箱石憲博君) ただいまのご質問でございますけれども、風力発電にかかる保険金、いわゆる共済金でございますけれども、現在掛けております金額は年間22万2,547円となっています。この共済金の元となっております風力発電施設のもと金額ですけれども、1億312万1,000円に対して年額22万2,547円の保険金ということでございます。

平成12年から12年経ちますがこの金額で、1年更新で保険を掛けております。現在のところ、経年による減価はまだされておりませんので、今後価格が下がってくる可能性はありますけれども、今の段階ではもう少々この金額で行くのかなというふうに見ております、以上です。

○議長(波岡玄智君) 竹内議員。

○8番(竹内健児君) 保険ですから免責にかかる部分もあるかと思います。たとえば今回みたいに落雷によって破損したということになれば当然避雷針はあるだろうというのは常識的に考えられますが、そういう当たりの問題というのは、避雷針があっても尚且つこういう事故がおきたという点では、契約した会社の方の責任ということにはならないんですか、そのあたりどうなっていますか。会社というのは保険会社のことじゃないですよ。

○議長(波岡玄智君) 商工観光課長。

○商工観光課長(海道政俊君) いまの質問にお答えします。避雷針はナセルの上についているんです。今回は丁度羽が回っているところの羽の先に落ちたというふうに報告

受けているので、ナセルに落ちると電気系統全部、それこそゆうゆまで走ってしまうようなことで、とりあえずその避雷針でそれを避けて、たまたま羽の方に落ちてしまったというふうに報告受けています。業者の責任にはならないということです。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 今回落雷ですけれども、基本的に免責はございません。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 一点だけ確認させていただきます。歳入の雑入ですね、保育所広域入所市町村委託料でありますけれども、厚岸町からの広域入所児童1名分、104万3,000円年分ということなんでしょうか、これ月にすると8万何がしくらいになりますよね、12で割ると簡単に。そうすると浜中町ではどういう経費というのか、作業がでてくるのか、おやつ代だとかいろいろあるかと思えますけれども、その積算の内容を確認させていただきますし、雑入で入ってきていますのでいいのかどうかわかりませんが、その見合い分を歳出で見なくてもいいのかどうか、その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 厚岸町から1歳児1名の入所ということで、ちょっと質問の意味がよく理解できなかつたのですが、…

○議長（波岡玄智君） 会議を一時中止します。もう一回わかりやすく。鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 厚岸町から104万3,000円、月にすると8万いくらですが、経費、その積算根拠がいくらくらになって、送迎がいくらかかるとか、浜中町はこういうことをやらなければいけないのですかという、浜中町でのおやつとか内容を聞かせてくださいという内容です。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 入所の申請は厚岸町に住んでいるお子さんなので、厚岸町で行っていただきます。それで、浜中町では厚岸町と委託契約を交わして、保育単価に基づいた金額で、先ほど議員さんがおっしゃいました一ヶ月、4月から9月までは8万6,390円、10月から3月までは8万7,520円となっています。保育料も厚岸にお支払いだいて、その分委託料としていただくという形になっています。

歳出の部分では、浜中町に入っているお子さんと同様のものがかかっています。予算の計上には影響ないです。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第39号平成25年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

○議長（波岡玄智君） 日程第19 議案第39号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第39号平成25年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、提案の理由をご説明いたします。

この度の補正につきましては、歳入では、平成24年度の決算に基づく剰余金を平成25年度予算に組入れ、減税財源に充て、議案第34号で議決をいただきました国保税率等の改正による保険税を減額するとともに、国庫支出金では、介護納付金及び後期高齢者医療費支援金の減に伴い、療養給付費等負担金を減額するほか、療養給付費等交付金及び前期高齢者交付金では、社会保険診療報酬支払基金からの交付金を追加。道支出金では、特別調整交付金を追加し、繰入金では、保険税額の確定に伴う保険基盤安定繰入金を減額。

歳出では、後期高齢者支援金及び介護納付金の拠出額が確定したことによりそれぞれ

減額し、諸支出金では、国庫補助金返還見込額を追加し、予備費を減額し、歳出の減額分を減税財源に充て、当初予算で計上した現年課税分の保険税の減額を行い国保会計の健全化を計るよう提案した次第であります。

補正の内容につきましては、歳入、1款 国民健康保険税で1億3,288万4,000円、2款 国庫支出金で73万6,000円を減額。3款 療養給付費等交付金で513万3,000円、4款 前期高齢者交付金で227万円、5款 道支出金で1,167万8,000円を追加。

8款 繰入金で332万3,000円を減額し、9款 繰越金で9,713万6,000円を追加しております。

一方、歳出では、1款 総務費で18万9,000円を追加、3款 後期高齢者支援金で147万6,000円を減額。

4款 前期高齢者納付金で2,000円を追加し、5款 介護納付金で141万円の減額、9款 諸支出金では22万7,000円を追加、10款 予備費1,825万8,000円を減額。

この結果、補正額は歳入歳出それぞれ2,072万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ12億6,471万8,000円にしようとするものであります。

この度の補正予算につきましては、去る6月3日開催の国保運営協議会に諮問し答申をいただいているところでございます。

詳細については、町民課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） （議案第39号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

こ○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第40号平成25年度浜中町下水道事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（波岡玄智君） 日程第11 議案第40号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第40号平成25年度浜中町下水道事業特別会計補正予算第1号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、一般職員の人事異動等による給料、職員手当等の減額で、歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で一般管理に要する経費572万7,000円の減額は、職員1名の異動及び新規採用によるもの、2款下水道費、1項下水道費、1目下水道事業費で、特定環境保全公共下水道事業に要する経費609万1,000円の減は、職員1名異動によるものであります。

一方歳入では、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金1,181万8,000円の減額は、歳出相当分であります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出それぞれ1,181万8,000円を減額し、4億1,867万2,000円となります。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第41号平成25年度浜中町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(波岡玄智君) 日程第12議案第41号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第41号平成25年度浜中町水道事業会計補正予算第1号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、機構改革及び人事異動によるもので、予算第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入では、1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金で、一般会計補助金1,289万1,000円の追加、支出では、1款水道事業費用、1項営業費用、2目総係費で、給料589万2,000円、手当346万1,000円及び法定福利費353万8千円をそれぞれ追加するものであります。

これにより補正後の収益的収入及び支出の予定額の総額は、それぞれ1,289万1,000円を追加し、1億7,112万7,000円となります。

また、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費は1,289万1,000円を追加し5,210万円、予算第7条に定めた他会計からの補助金は4,542万円を5,831万1,000円に、それぞれ改めよ

うとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） ありませんか、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議員の派遣について

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議員の派遣についてを議題とします。

北海道町村会議長会主催による議員研修会等に派遣することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって会議規則第120条の規程によって、議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程第14 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（波岡玄智君） 日程第14 委員会閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からもっか委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣言

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって会議規則第7条の規程により、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもって平成25年第2回浜中町定例会を閉会します。

（延会 午後 4時10分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員